

0001

1-1 消防法令共通 > 目的・用語・法体系 | 難易度：基礎

消防法第1条に定める同法の目的として、最も適切なものはどれか。

ア：火災の予防・警戒・鎮圧、生命・身体・財産の保護、災害被害の軽減、傷病者の適切な搬送等を通じ、安寧秩序の保持と社会公共の福祉の増進に資すること。

イ：火災保険料を全国一律に定め、被災者への保険金支払を確保すること。

ウ：建築物の資産価値を高め、不動産取引を促進すること。

エ：消防設備産業の育成と消防機器の輸出を促進すること。

答え・解説

正答：ア

ア：消防法第1条が定める目的の要旨に合致する。

イ：保険料の設定は消防法の目的ではない。

ウ：消防法の目的に不動産取引の促進は含まれない。

エ：産業政策・輸出促進は消防法第1条の目的ではない。

総合解説：消防法第1条は、火災の予防等だけでなく、災害被害の軽減や傷病者の適切な搬送も含め、最終的に安寧秩序と社会公共の福祉の増進を目的としている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0002

1-1 消防法令共通 > 目的・用語・法体系 | 難易度：標準

次のうち、消防法第1条の目的に含まれないものはどれか。

ア：国民の生命、身体及び財産を火災から保護すること。

イ：消防用設備メーカーの市場占有率を一定に保つこと。

ウ：災害等による傷病者の搬送を適切に行うこと。

エ：火災又は地震等の災害による被害を軽減すること。

答え・解説

正答：イ

ア：消防法第1条に明記される目的の一つである。

イ：消防法第1条にこのような産業競争政策は規定されていない。

ウ：消防法第1条に含まれる。

エ：消防法第1条に含まれる。

総合解説：試験では第1条の目的に、火災対策、災害被害軽減、傷病者搬送が含まれる点をまとめて押さえる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0003

1-1 消防法令共通 > 目的・用語・法体系 | 難易度：標準

消防法上の「防火対象物」の定義として、最も適切なものはどれか。

- ア：山林、舟車、船きょ・ふ頭に繋留された船舶、建築物その他の工作物及びこれらに属する物。
- イ：建築物だけをいい、山林や車両は含まない。
- ウ：消防署が指定した建築物だけをいう。
- エ：危険物施設だけをいう。

答え・解説

正答：ア

- ア：消防法第2条第2項の防火対象物の定義に合致する。
- イ：防火対象物には山林や舟車等も含まれる。
- ウ：個別指定の有無だけで定義されるものではない。
- エ：防火対象物は危険物施設に限定されない。

総合解説：防火対象物は建築物に限られない。山林、舟車、一定の船舶、工作物およびそれらに属する物まで含む。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0004

1-1 消防法令共通 > 目的・用語・法体系 | 難易度：基礎

消防法第2条の用語について、山林や舟車などに加えて「建築物その他の工作物又は物件」とされるものはどれか。

- ア：消防署・消防団の庁舎及び消防車両だけをいう。
- イ：消防用設備等を設置した建築物だけをいう。
- ウ：山林、舟車、船きょ・ふ頭に繋留された船舶、建築物その他の工作物又は物件。
- エ：特定防火対象物だけをいう。

答え・解説

正答：ウ

- ア：「消防対象物」は消防機関の所有物を意味しない。
- イ：設備設置の有無で消防対象物の定義は決まらない。
- ウ：消防法第2条第3項の定義に合致する。
- エ：消防対象物は特定防火対象物より広い概念である。

総合解説：防火対象物と消防対象物は似るが、条文上の定義は同一ではない。消防対象物は「工作物又は物件」とされる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0005

1-1 消防法令共通 > 目的・用語・法体系 | 難易度：標準
消防法上の「関係者」として、正しいものはどれか。
ア：建築士、施工業者及び消防設備士だけ。
イ：所有者だけで、管理者や占有者は含まれない。
ウ：消防長、消防署長及び消防吏員。
エ：防火対象物又は消防対象物の所有者、管理者又は占有者。

答え・解説

正答：エ
ア：専門資格者だけに限定されない。
イ：管理者・占有者も関係者に含まれる。
ウ：これらは消防機関側の職務権限を持つ者であり、法第2条の「関係者」の定義ではない。
エ：消防法第2条第4項が定める関係者である。
総合解説：テナントの占有者も「関係者」になり得る。設置・維持・点検報告の主体を考える際の基礎用語である。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0006

1-1 消防法令共通 > 目的・用語・法体系 | 難易度：応用
消防法上の「関係のある場所」の定義として、正しいものはどれか。
ア：消防長が告示で指定した場所だけ。
イ：防火対象物又は消防対象物のある場所。
ウ：火災が現に発生している場所だけ。
エ：消防署から半径100m以内の場所。

答え・解説

正答：イ
ア：個別指定を要する定義ではない。
イ：消防法第2条第5項の定義そのものである。
ウ：火災発生中に限定されない。
エ：そのような距離要件は定義にない。
総合解説：「関係のある場所」は、防火対象物又は消防対象物が存在する場所を指す。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0007

1-1 消防法令共通 > 目的・用語・法体系 | 難易度：標準

消防法上の「舟車」の説明として、正しいものはどれか。

ア：船舶安全法第2条第1項の適用を受けない船舶、端舟、はしけ、被曳船その他の舟及び車両。

イ：鉄道車両だけを意味する。

ウ：船舶安全法の適用を受ける全ての大型船舶だけ。

エ：自動車だけで、舟は含まれない。

答え・解説

正答：ア

ア：消防法第2条第6項の定義に合致する。

イ：車両に限定されず舟も含む。

ウ：条文はむしろ同項の適用を受けない船舶等を掲げる。

エ：「舟車」は舟と車両を含む。

総合解説：「舟車」は日常語より法定定義で覚える。船舶安全法との関係が問われやすい。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0008

1-1 消防法令共通 > 目的・用語・法体系 | 難易度：基礎

消防法上の「危険物」の定義として、正しいものはどれか。

ア：消防法別表第1の品名欄に掲げる物品で、区分に応じて同表の性質欄に掲げる性状を有するもの。

イ：消防長が危険と感じた物品すべて。

ウ：引火点が100 未満の液体だけ。

エ：毒劇物取締法上の毒物と劇物だけ。

答え・解説

正答：ア

ア：消防法第2条第7項の定義に合致する。

イ：個別の主観判断ではなく別表第1に基づく。

ウ：危険物は液体に限定されず、法定類別で定義される。

エ：消防法上の危険物は別表第1による独自の定義である。

総合解説：消防法上の「危険物」は別表第1に基づく法定概念であり、一般的な「危険な物」と同義ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0009

1-1 消防法令共通 > 目的・用語・法体系 | 難易度：標準

ビルの一室を賃借し、店舗として占有している事業者について、消防法上の「関係者」の説明として正しいものはどれか。

ア：建物所有者でなければ関係者にはならない。

イ：消防署への届出をした者だけが関係者になる。

ウ：消防設備士免状を持たない者は関係者にならない。

エ：テナントとして区画を占有している事業者は、占有者として関係者に該当し得る。

答え・解説

正答：エ

ア：占有者も関係者に含まれるため誤り。

イ：届出の有無で関係者性は決まらない。

ウ：資格の有無は関係者の定義と無関係。

エ：関係者には所有者・管理者だけでなく占有者も含まれる。

総合解説：実務では所有・管理・占有の権原が分かれるため、「関係者」の範囲を正確に理解する必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0010

1-1 消防法令共通 > 目的・用語・法体系 | 難易度：応用

消防法上の「防火対象物」と「消防対象物」に関する記述として、正しいものはどれか。

ア：山林は防火対象物にだけ含まれ、消防対象物には含まれない。

イ：山林は消防対象物にだけ含まれ、防火対象物には含まれない。

ウ：山林は、防火対象物と消防対象物の双方の定義に含まれる。

エ：山林はいずれにも含まれない。

答え・解説

正答：ウ

ア：消防対象物の定義にも山林が含まれる。

イ：防火対象物の定義にも山林が含まれる。

ウ：消防法第2条第2項・第3項はいずれも山林を掲げる。

エ：両方に明記されている。

総合解説：類似用語の比較問題では、共通して含まれる対象と条文上の差を分けて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0011

1-1 消防法令共通 > 目的・用語・法体系 | 難易度：標準

消防法、消防法施行令、消防法施行規則の法形式の組合せとして、正しいものはどれか。

ア：消防法・施行令・施行規則はいずれも法律である。

イ：消防法は法律、消防法施行令は省令、消防法施行規則は条例である。

ウ：消防法は条例、消防法施行令は法律、消防法施行規則は政令である。

エ：消防法は法律、消防法施行令は政令、消防法施行規則は総務省令である。

答え・解説

正答：エ

ア：法・政令・省令は法形式が異なる。

イ：施行令は政令、施行規則は省令である。

ウ：全て法形式の対応が誤っている。

エ：法令の階層と名称の対応が正しい。

総合解説：消防設備士試験では、法律→政令→省令の関係を前提に条文の委任先を読む必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0012

1-1 消防法令共通 > 目的・用語・法体系 | 難易度：基礎

消防法第17条における「消防用設備等」の説明として、正しいものはどれか。

ア：消火器と自動火災報知設備だけを総称する。

イ：消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設を総称する。

ウ：消防署が保有する車両と資機材だけをいう。

エ：建築基準法上の避難施設だけをいう。

答え・解説

正答：イ

ア：消防用設備等はより広く、消防用水や消火活動上必要な施設も含む。

イ：消防法第17条第1項の「消防用設備等」の構成に合致する。

ウ：防火対象物に設置・維持される設備等の法定概念である。

エ：消防法独自の設備等の概念であり、これに限定されない。

総合解説：「消防用設備等」は個々の機器名ではなく、設備・消防用水・消火活動上必要な施設を含む総称である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0013

1-1 消防法令共通 > 消防用設備等・防火対象物 | 難易度：基礎

消防用設備等を構成するものとして、正しい組合せはどれか。

ア：消防の用に供する設備・消防用水・消火活動上必要な施設。

イ：警報設備・避難設備・防犯設備。

ウ：消防車両・消防署・消防団員。

エ：消火設備・建築設備・電気設備。

答え・解説

正答：ア

ア：消防法第17条第1項の三つの構成要素である。

イ：防犯設備は消防用設備等の法定構成要素ではない。

ウ：組織・人員を消防用設備等とする定義ではない。

エ：消防法第17条の法定三分類ではない。

総合解説：設備名称の暗記だけでなく、法第17条が消防用設備等をどう包括しているかを理解する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0014

1-1 消防法令共通 > 消防用設備等・防火対象物 | 難易度：標準

次のうち、一般的な設備であるという理由だけでは消防法第17条の「消防用設備等」に該当しないものはどれか。

ア：消火活動上必要な施設。

イ：一般的な空調設備は、それ自体を理由に消防法第17条の消防用設備等となるわけではない。

ウ：政令で定める消防の用に供する設備。

エ：消防用水。

答え・解説

正答：イ

ア：消防用設備等に明示的に含まれる。

イ：消防用設備等は政令で定める消防目的の設備・消防用水・消火活動上必要な施設である。

ウ：消防用設備等に含まれる。

エ：消防用設備等に明示的に含まれる。

総合解説：消防目的と無関係な一般建築設備まで一律に消防用設備等となるわけではない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0015

1-1 消防法令共通 > 消防用設備等・防火対象物 | 難易度：基礎

消防法第17条第1項による消防用設備等の設置・維持義務の対象となる防火対象物の説明として、正しいものはどれか。

ア：消防署長が毎年任意に指定した建物だけが対象となる。

イ：学校、病院、工場等を含む防火対象物のうち、政令で定めるものが対象となる。

ウ：国有建築物だけが対象となる。

エ：全ての建築物が用途・規模に関係なく同一設備を設置する。

答え・解説

正答：イ

ア：基本的な対象は政令で定められる。

イ：消防法第17条第1項がこの構造を採る。

ウ：所有主体を国に限定していない。

エ：設備の種類や設置基準は用途・規模等により異なる。

総合解説：法第17条は対象防火対象物と消防用設備等の具体化を政令に委任している。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0016

1-1 消防法令共通 > 消防用設備等・防火対象物 | 難易度：標準

消防法第17条第1項に基づく消防用設備等の設置・維持義務の主体として、正しいものはどれか。

ア：消防長が設備を設置して維持する。

イ：建築確認を行った行政庁だけが維持義務を負う。

ウ：消防設備士だけが法的義務を負う。

エ：対象防火対象物の関係者が、設置・維持義務を負う。

答え・解説

正答：エ

ア：消防長は監督・命令権限を持つ側である。

イ：関係者の義務を行政庁に置き換えることはできない。

ウ：消防設備士は工事・整備等の資格者だが、法第17条の設置維持義務主体は関係者。

エ：消防法第17条第1項は「関係者」を義務主体とする。

総合解説：工事を資格者に委託しても、防火対象物側の関係者の法的責任が消えるわけではない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0017

1-1 消防法令共通 > 消防用設備等・防火対象物 | 難易度：応用

消防法上の「特殊消防用設備等」を通常の消防用設備等に代えて用いるための要件として、最も適切なものはどれか。

- ア：代替対象の消防用設備等と同等以上の性能を有し、設備等設置維持計画に従い、総務大臣の認定を受ける。
- イ：消防設備士が口頭で認めれば、計画や認定は不要である。
- ウ：自治会への届出だけで通常設備に代えて使用できる。
- エ：性能が劣っていても、所有者が承認すればよい。

答え・解説

正答：ア

ア：消防法第17条第3項の要件に合致する。

イ：法定の計画と認定手続が必要。

ウ：総務大臣認定等の法定要件を満たす必要がある。

エ：同等以上の性能と総務大臣認定等が必要。

総合解説：特殊消防用設備等は、単なる新製品ではなく、性能・計画・認定の仕組みにより通常設備の代替を認める制度である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0018

1-1 消防法令共通 > 消防用設備等・防火対象物 | 難易度：標準

特殊消防用設備等について、消防法第17条第3項に基づく認定を行う者は誰か。

- ア：消防設備メーカー。
- イ：消防設備士。
- ウ：総務大臣。
- エ：建物所有者。

答え・解説

正答：ウ

ア：製造者が法定認定権を持つわけではない。

イ：消防設備士は認定行政庁ではない。

ウ：消防法第17条第3項に基づく認定権者である。

エ：関係者自身の判断だけでは認定にならない。

総合解説：特殊消防用設備等の認定は国レベルの制度であり、総務大臣が行う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0019

1-1 消防法令共通 > 消防用設備等・防火対象物 | 難易度：標準

認定を受けた特殊消防用設備等又は設備等設置維持計画を変更しようとする場合の取扱いとして、正しいものはどれか。

ア：変更の承認は必ず市町村議会が行う。

イ：変更は一切禁止されている。

ウ：どのような変更でも自由で、承認は不要である。

エ：特殊消防用設備等又は設備等設置維持計画を変更する場合、原則として総務大臣の承認が必要で、総務省令で定める軽微な変更は例外となる。

答え・解説

正答：エ

ア：法定の承認主体は総務大臣である。

イ：承認を受けて変更でき、軽微変更の例外もある。

ウ：原則として承認が必要。

エ：消防法第17条の2の3第2項の内容に合致する。

総合解説：認定時の性能だけでなく、認定後も計画との整合が管理される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0020

1-1 消防法令共通 > 消防用設備等・防火対象物 | 難易度：基礎

特殊消防用設備等の認定の効力に関する記述として、正しいものはどれか。

ア：認定失効を判断できるのは設備メーカーだけである。

イ：認定後はどのような違反があっても認定は失効しない。

ウ：不正な手段で認定等を受けた場合や、設備等設置維持計画どおりに設置・維持されていない場合、総務大臣は認定の効力を失わせることができる。

エ：認定は毎年自動的に失効し、再申請が必要である。

答え・解説

正答：ウ

ア：法定権限は総務大臣にある。

イ：法は認定の効力を失わせる制度を設けている。

ウ：消防法第17条の2の3第1項に合致する。

エ：そのような一律の毎年失効制度ではない。

総合解説：不正取得と計画不遵守は、特殊消防用設備等の認定制度の信頼性を損なうため失効事由となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0021

1-1 消防法令共通 > 消防用設備等・防火対象物 | 難易度：応用

「特定防火対象物」の説明として、最も適切なものはどれか。

ア：延べ面積が100㎡を超える建物は用途に関係なく全て特定防火対象物となる。

イ：事務所と共同住宅だけを特定防火対象物という。

ウ：建物の所有者が法人なら用途に関係なく特定防火対象物となる。

エ：不特定多数の者が出入りする用途や、災害時に援護が必要な者が利用する用途などが中心で、旅館・ホテル、飲食店、病院等が代表例である。

答え・解説

正答：エ

ア：特定・非特定は用途等の法令区分による。

イ：事務所・共同住宅は代表的には非特定側で整理される。

ウ：所有者の法人・個人で区分されない。

エ：消防庁資料が示す特定防火対象物の考え方・例に合致する。

総合解説：特定防火対象物は、用途の危険性・利用者特性を踏まえた法令区分であり、面積だけで決まる概念ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0022

1-1 消防法令共通 > 消防用設備等・防火対象物 | 難易度：標準

特定防火対象物と非特定防火対象物の代表例の組合せとして、正しいものはどれか。

ア：ホテルも事務所も特定防火対象物である。

イ：ホテルは非特定、事務所は特定である。

ウ：ホテルも事務所も非特定防火対象物である。

エ：ホテルは特定防火対象物の代表例、事務所は非特定防火対象物の代表例として扱われる。

答え・解説

正答：エ

ア：事務所は代表的な非特定用途。

イ：区分が逆である。

ウ：ホテルは代表的な特定用途。

エ：消防庁の点検報告資料の例示と一致する。

総合解説：報告周期などを判断する前提として、用途が特定・非特定のどちらに属するかを整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0023

1-1 消防法令共通 > 設置・維持に関する基本規定 | 難易度：基礎

消防法第17条第1項の基本的な設置・維持義務として、正しいものはどれか。

ア：設置時だけ基準に合えば、その後の維持は不要である。

イ：維持だけが義務で、設置は任意である。

ウ：消防署が全ての防火対象物に設備を設置する。

エ：対象防火対象物の関係者は、消防用設備等を技術上の基準に従って設置し、かつ維持しなければならない。

答え・解説

正答：エ

ア：法は設置と維持の双方を義務付ける。

イ：設置も法定義務。

ウ：設置維持義務は原則として関係者に課される。

エ：消防法第17条第1項の基本義務である。

総合解説：「設置」と「維持」を一体で覚えることが重要。点検・報告制度はこの機能維持を支える。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0024

1-1 消防法令共通 > 設置・維持に関する基本規定 | 難易度：標準

消防用設備等の技術上の基準に関する法令の関係として、最も適切なものはどれか。

ア：技術基準は民間メーカーのカタログだけで決まる。

イ：技術基準は消防設備士の個人的判断だけで決まる。

ウ：消防法が基本義務を定め、具体的な消防用設備等や技術上の基準は政令等で具体化される。

エ：全ての技術基準は各建物所有者が自由に決める。

答え・解説

正答：ウ

ア：メーカー資料は法令上の基準そのものではない。

イ：資格者の判断ではなく法令上の基準がある。

ウ：消防法第17条は対象設備・基準の具体化を政令に委任している。

エ：法令上の技術基準に従う必要がある。

総合解説：問題文で「法・令・規則」のどこが基本義務を定め、どこが具体化するかを区別する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0025

1-1 消防法令共通 > 設置・維持に関する基本規定 | 難易度：標準

消防法第17条第2項に基づく市町村条例の取扱いとして、正しいものはどれか。

ア：地方の気候又は風土の特殊性により国の基準だけでは防火目的を十分達し難い場合、市町村は条例で異なる技術上の基準を設けることができる。

イ：市町村は消防用設備等の技術基準について条例を設けることが一切できない。

ウ：都道府県知事の口頭指示だけで国の技術基準を廃止できる。

エ：市町村は理由なくいつでも国の基準を無視できる。

答え・解説

正答：ア

ア：消防法第17条第2項に合致する。

イ：法第17条第2項が一定の場合を認める。

ウ：条例による法定手続・要件が必要。

エ：気候又は風土の特殊性等、法定の前提がある。

総合解説：条例特例は自治体が自由に基準を変更する制度ではなく、気候・風土の特殊性という法定要件がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0026

1-1 消防法令共通 > 設置・維持に関する基本規定 | 難易度：応用

ある防火対象物で、通常の消防用設備等に代えて新しい方式の設備を採用したい。消防法上、適切な取扱いとはどれか。

ア：設備等設置維持計画を作成しても、性能や認定は不要である。

イ：同等以上の性能を持ち、設備等設置維持計画に従い、総務大臣の認定を受けた特殊消防用設備等であれば、認定範囲で通常の消防用設備等に代えて用いることができる。

ウ：新製品であれば認定なしに自由に代替できる。

エ：性能が通常設備より低くても価格が安ければ代替できる。

答え・解説

正答：イ

ア：計画だけでなく性能と認定も必要。

イ：消防法第17条第3項の代替制度に合致する。

ウ：総務大臣の認定等が必要。

エ：同等以上の性能が要件。

総合解説：特殊消防用設備等は性能規定的な代替制度だが、認定と計画に基づく維持が前提である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0027

1-1 消防法令共通 > 設置・維持に関する基本規定 | 難易度：基礎

総務大臣の認定を受けた特殊消防用設備等を通常の消防用設備等に代えて用いる場合の法第17条の適用関係として、正しいものはどれか。

ア：認定を受けた特殊消防用設備等に置き換えた範囲の通常消防用設備等については、法第17条第1項・第2項の規定は適用されない。

イ：特殊設備を使うと消防法全体が適用されなくなる。

ウ：認定特殊設備には維持義務が一切ない。

エ：認定特殊設備を使っても通常設備を必ず二重に設置しなければならない。

答え・解説

正答：ア

ア：消防法第17条第3項が定める適用関係である。

イ：適用除外は認定対象となる通常設備に関する前二項の範囲である。

ウ：設備等設置維持計画に従った設置・維持が必要。

エ：認定範囲では通常設備に代替できる。

総合解説：「一部の規定が代替対象設備について適用されない」のであり、消防法全体の適用除外ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0028

1-1 消防法令共通 > 設置・維持に関する基本規定 | 難易度：標準

消防用設備等が竣工時には技術基準に適合していた。その後の維持について、正しいものはどれか。

ア：建物を使用開始した時点で維持義務は消滅する。

イ：点検業者と契約すれば関係者の維持義務は消滅する。

ウ：竣工検査に合格すれば、その後は故障しても法的問題はない。

エ：竣工時に基準適合していても、その後も必要性能を保持するよう維持する必要がある。

答え・解説

正答：エ

ア：使用後も維持義務は継続する。

イ：委託は法定義務主体の消滅を意味しない。

ウ：維持義務が続くため誤り。

エ：消防法第17条は設置時だけでなく維持を継続的に義務付ける。

総合解説：消防用設備等は火災時に機能することが目的であり、平常時の継続的な維持が必要。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0029

1-1 消防法令共通 > 設置・維持に関する基本規定 | 難易度：応用

消防法第17条第1項が消防用設備等に求める性能の趣旨として、正しいものはどれか。

ア：建物の外観デザインを統一する性能を最優先する。

イ：消火、避難その他の消防活動のために必要とされる性能を有するよう設置・維持する。

ウ：日常の省エネルギー性能だけを求める。

エ：設備価格を最小化する性能だけを求める。

答え・解説

正答：イ

ア：消防法上の目的は消火・避難等の消防活動に必要な性能。

イ：現行消防法第17条第1項の性能要求に合致する。

ウ：消防活動上必要な性能が法を中心。

エ：価格最小化は法定性能要件ではない。

総合解説：技術基準は設備の存在だけでなく、火災時に必要な性能が確保されることを目的とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0030

1-1 消防法令共通 > 設置・維持に関する基本規定 | 難易度：標準

市町村が消防用設備等の技術基準について国の基準と異なる条例を設けようとしている。消防法第17条第2項に照らして正しいものはどれか。

ア：条例特例には法定の目的・要件がある。

イ：国の技術基準と異なる条例基準が法定要件のもとで設けられる場合がある。

ウ：気候又は風土の特殊性があり国基準だけでは不十分な場合、条例で異なる基準を設け得る。

エ：単なる行政上の都合だけを理由に、市町村が消防法第17条第2項を根拠として国の技術基準と異なる基準を設けることはできない。

答え・解説

正答：エ

ア：正しい。自由裁量で無限定に変更できる制度ではない。

イ：正しい。法第17条第2項が予定している。

ウ：法第17条第2項が認める場合である。

エ：同項は地方の気候又は風土の特殊性により国基準だけでは防火目的を十分達し難いことを要件とする。

総合解説：条例による上乗せ・異なる基準の可否は、法第17条第2項の要件を満たすかで判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0031

1-2 維持・点検・報告 > 維持管理義務 | 難易度：基礎

防火対象物の関係者が消防用設備等の点検・整備を専門業者へ委託した場合の維持義務について、正しいものはどれか。

ア：設備メーカーだけが維持義務を負う。

イ：消防長が維持義務を引き受ける。

ウ：委託契約を結べば、法的責任は全て業者へ移る。

エ：点検や整備を専門業者に委託しても、法第17条の設置・維持義務の主体は防火対象物の関係者である。

答え・解説

正答：エ

ア：メーカーに一律の法第17条義務が課されるわけではない。

イ：消防長は監督・命令権者。

ウ：関係者の法定義務は消滅しない。

エ：法定義務主体は関係者であり、委託はその主体を置き換えない。

総合解説：関係者は必要に応じ専門家を活用するが、設備の適正な維持を確保する側の責任を持つ。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0032

1-2 維持・点検・報告 > 維持管理義務 | 難易度：標準

消防用設備等の「維持義務」と「点検・報告義務」の関係として、正しいものはどれか。

ア：維持義務と点検報告義務は全く同じ条文・同じ内容である。

イ：維持義務は設備の必要性能を保持する義務で、定期点検・報告はその状態を確認・行政に報告する制度である。

ウ：点検を一度行えば維持義務は永久に免除される。

エ：点検報告は設備が故障したときだけ行う任意制度である。

答え・解説

正答：イ

ア：根拠条文と制度目的は区別される。

イ：法第17条と第17条の3の3の役割関係として適切。

ウ：維持義務は継続する。

エ：法令に基づく定期的な義務である。

総合解説：「維持」「点検」「報告」を同一視せず、設備を機能させ続ける義務と確認・報告の制度に分けて理解する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0033

1-2 維持・点検・報告 > 維持管理義務 | 難易度：標準

認定を受けた特殊消防用設備等の維持について、正しいものはどれか。

ア：毎年必ず通常設備へ戻さなければならない。

イ：認定後は維持基準がなく、自由に運用できる。

ウ：認定を受けた特殊消防用設備等は、設備等設置維持計画に従って維持する。

エ：維持はメーカーの社内基準だけに従えばよい。

答え・解説

正答：ウ

ア：そのような一律の義務はない。

イ：計画に従った維持が必要。

ウ：消防法第17条第3項の要件である。

エ：法定の設備等設置維持計画が基準となる。

総合解説：特殊設備は認定時の計画と実際の維持が一体で評価される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0034

1-2 維持・点検・報告 > 維持管理義務 | 難易度：基礎

消防用設備等が設備等技術基準に従って維持されていない。消防法上の措置として、正しいものはどれか。

ア：基準違反があっても行政は何の措置も命じられない。

イ：消防用設備等が設備等技術基準に従って維持されていない場合、消防長又は消防署長は権原を有する関係者に必要な措置を命ずることができる。

ウ：命令できるのは設備メーカーだけである。

エ：命令の対象は必ず消防設備士である。

答え・解説

正答：イ

ア：法第17条の4に命令権限がある。

イ：消防法第17条の4第1項に合致する。

ウ：行政上の命令権者は消防長又は消防署長。

エ：対象は防火対象物の関係者で権原を有する者。

総合解説：是正命令では、誰が命令するか、誰に命令するか、何を基準にするかをセットで押さえる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0035

1-2 維持・点検・報告 > 維持管理義務 | 難易度：標準

消防法第17条の4による消防用設備等の是正命令の対象者として、最も適切なものはどれか。

ア：消防署の受付担当者。

イ：当該防火対象物の関係者で、必要な措置を行う権原を有する者。

ウ：その建物を一度でも訪れた全ての者。

エ：消防設備士試験の受験者。

答え・解説

正答：イ

ア：行政内部の担当者を命令対象とする規定ではない。

イ：消防法第17条の4の命令対象に合致する。

ウ：関係者かつ権原を有することがポイント。

エ：受験者であることは命令対象の要件ではない。

総合解説：所有・管理・占有関係に加え、是正措置を実行できる「権原」の有無が問われる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0036

1-2 維持・点検・報告 > 維持管理義務 | 難易度：応用

消防法第17条の4第1項により消防長又は消防署長が命ずることができる内容として、正しいものはどれか。

ア：消防設備士試験の受験を命じることだけができる。

イ：設備を全て撤去することだけを命じる。

ウ：技術基準に従って設備を設置すべきこと、又は維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができる。

エ：建物の売却だけを命じることができる。

答え・解説

正答：ウ

ア：是正命令の内容ではない。

イ：基準適合の設置・維持措置を命ずる規定。

ウ：消防法第17条の4第1項の内容。

エ：同条の中心は設備の設置・維持は正。

総合解説：第17条の4は「未設置」と「不適切な維持」の双方に対応する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0037

1-2 維持・点検・報告 > 維持管理義務 | 難易度：標準

認定特殊消防用設備等が設備等設置維持計画どおりに維持されていない場合の措置として、正しいものはどれか。

ア：総務大臣だけが現場の維持措置を命令でき、消防長等は関与できない。

イ：特殊設備は認定済みなので是正命令の対象外である。

ウ：設備等設置維持計画に従って設置・維持されていないとき、消防長又は消防署長は計画に従うよう必要な措置を命ずることができる。

エ：計画に違反しても設備性能が低下しない限り法的問題はない。

答え・解説

正答：ウ

ア：法第17条の4第2項は消防長又は消防署長の命令権を定める。

イ：認定後も計画不遵守なら是正命令の対象。

ウ：消防法第17条の4第2項の内容に合致する。

エ：計画遵守自体が制度上重要である。

総合解説：特殊設備では通常の設備等技術基準ではなく、認定された設備等設置維持計画との適合が命令判断の軸になる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0038

1-2 維持・点検・報告 > 維持管理義務 | 難易度：基礎

消防法第17条の4等による是正命令が履行されず、火災予防上の危険が継続している場合の説明として、正しいものはどれか。

ア：是正命令不履行でも追加措置は法律上一切ない。

イ：是正命令が履行されず危険等が継続する一定の場合、消防長又は消防署長が防火対象物の使用禁止・停止・制限を命ずる制度につながり得る。

ウ：是正命令を受けた瞬間に必ず建物が永久閉鎖される。

エ：追加措置を判断できるのは民間点検業者だけである。

答え・解説

正答：イ

ア：使用禁止・停止・制限等の制度がある。

イ：消防法第5条の2は第17条の4等の命令不履行等を要件の一つとしている。

ウ：使用禁止等は法定要件に基づき判断され、自動・永久ではない。

エ：消防長又は消防署長の行政権限である。

総合解説：命令体系は段階的で、違反の危険性や不履行状況に応じてより強い措置が取り得る。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0039

1-2 維持・点検・報告 > 維持管理義務 | 難易度：標準

消防法第17条の4による命令の公示について、正しいものはどれか。

- ア：第17条の4の命令には第5条第3項・第4項が準用され、標識の設置その他の方法により命令の旨を公示する。
- イ：命令は必ず秘密にされ、公示してはならない。
- ウ：公示は設備メーカーの社内掲示だけで足りる。
- エ：公示できるのは裁判所だけである。

答え・解説

正答：ア

- ア：消防法第17条の4第3項の準用関係による。
 - イ：法は公示を予定している。
 - ウ：法令に基づく行政上の公示。
 - エ：消防行政上の命令公示制度である。
- 総合解説：命令の公示は、利用者等に違反状態を周知する意味を持つ。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0040

1-2 維持・点検・報告 > 維持管理義務 | 難易度：応用

消防法に基づく是正命令の公示標識を防火対象物に設置する場合の説明として、正しいものはどれか。

- ア：所有者は理由を示さず標識設置を常に拒否できる。
- イ：標識を外すかどうかはテナントが自由に決められる。
- ウ：命令に係る防火対象物等の所有者、管理者又は占有者は、法令に基づく標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- エ：標識は関係者の同意がなければ一切設置できない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：法は拒否・妨害を認めていない。
 - イ：法定公示を恣意的に妨げることはできない。
 - ウ：第17条の4で準用される第5条第4項の趣旨に合致する。
 - エ：法定の公示として設置できる。
- 総合解説：公示標識は単なる案内板ではなく法令に基づく措置である。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0041

1-2 維持・点検・報告 > 維持管理義務 | 難易度：標準

消防用設備等の点検結果の維持管理上の取扱いとして、適切なものはどれか。

ア：点検結果は口頭でしか保存してはならない。

イ：点検結果は維持台帳に記録し、所定の周期で消防長又は消防署長へ報告する。

ウ：点検結果は設備メーカーだけに提出し、消防署等への報告は不要である。

エ：点検結果はその場で廃棄し、記録する必要はない。

答え・解説

正答：イ

ア：所定の記録・報告を行う制度である。

イ：消防庁資料が点検報告制度の運用として示している。

ウ：法定の報告先は消防長又は消防署長。

エ：維持台帳への記録が求められる。

総合解説：点検は実施しただけで終わらず、結果の記録と法定報告につながる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0042

1-2 維持・点検・報告 > 維持管理義務 | 難易度：基礎

防火対象物の関係者が消防設備士に法定点検を委託した。この場合の点検結果の報告義務について、正しいものはどれか。

ア：点検した消防設備士だけが必ず法的報告義務者となり、関係者は無関係になる。

イ：報告義務は設備メーカーに自動的に移る。

ウ：点検業者へ委託した瞬間に消防署への報告は不要になる。

エ：有資格者に点検させる場合でも、法第17条の3の3上の報告義務は防火対象物の関係者にある。

答え・解説

正答：エ

ア：条文上の報告義務主体は関係者。

イ：メーカーへの自動移転規定はない。

ウ：委託しても報告義務は残る。

エ：条文は関係者に点検させ又は自ら点検し、その結果を報告する義務を課す。

総合解説：「点検実施者」と「法的な報告義務主体」は同一とは限らない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0043

1-2 維持・点検・報告 > 点検・報告制度 | 難易度：基礎
消防用設備等の「機器点検」の標準的な実施周期はどれか。
ア：6か月に1回。
イ：2年に1回。
ウ：毎月1回。
エ：5年に1回。

答え・解説

正答：ア
ア：消防庁資料が示す機器点検の周期である。
イ：機器点検としては長すぎる。
ウ：法令上の標準周期ではない。
エ：機器点検の周期ではない。
総合解説：機器点検は外観・簡易な操作等を中心に6か月に1回行う。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0044

1-2 維持・点検・報告 > 点検・報告制度 | 難易度：標準
前回の総合点検から1年が経過した消防用設備等について、標準的な点検周期に照らした判断として正しいものはどれか。
ア：総合点検は10年周期なので、まだ実施時期ではない。
イ：総合点検は3年周期なので、まだ実施時期ではない。
ウ：総合点検は1年に1回が標準であるため、実施時期に当たる。
エ：総合点検は3か月に1回が標準なので、すでに3回分以上遅れている。

答え・解説

正答：ウ
ア：10年は総合点検の標準周期ではない。
イ：3年は非特定防火対象物の点検結果報告周期と混同しやすいが、総合点検自体の標準周期ではない。
ウ：総合点検は1年に1回が標準であり、前回から1年経過は次の実施時期に当たる。
エ：3か月に1回は総合点検の標準周期ではない。
総合解説：総合点検は設備の全部又は一部を作動・使用させ、総合的な機能を確認する点検で、標準的な実施周期は1年に1回である。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0045

1-2 維持・点検・報告 > 点検・報告制度 | 難易度：基礎

特定防火対象物における消防用設備等の点検結果を消防署等へ報告する標準的な周期はどれか。

ア：1年に1回。（消防設備の制度上の特定防火対象物の報告周期）

イ：10年に1回。（報告周期ではない）

ウ：3年に1回。（非特定防火対象物の報告周期）

エ：6か月に1回。（機器点検周期と混同）

答え・解説

正答：ア

ア：消防庁資料に示される特定防火対象物の報告周期。

イ：報告周期ではない。

ウ：これは非特定防火対象物の報告周期。

エ：これは機器点検周期と混同。

総合解説：点検の実施周期と消防署等への報告周期は別なので整理して覚える。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0046

1-2 維持・点検・報告 > 点検・報告制度 | 難易度：標準

事務所などの非特定防火対象物について、定期点検を適切に実施している。消防署等へ点検結果を報告する標準的な周期はどれか。

ア：5年に1回。（法定の一般的報告周期ではない）

イ：1年に1回。（特定防火対象物の報告周期との混同）

ウ：6か月に1回。（機器点検周期との混同）

エ：3年に1回。（消防設備の制度上の非特定防火対象物の報告周期）

答え・解説

正答：エ

ア：法定の一般的報告周期ではない。

イ：特定防火対象物の報告周期との混同。

ウ：機器点検周期との混同。

エ：消防庁資料に示される非特定防火対象物の報告周期。

総合解説：非特定防火対象物でも点検は定期に行い、報告が3年に1回である点に注意。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0047

1-2 維持・点検・報告 > 点検・報告制度 | 難易度：応用

消防法第17条の3の3に基づく消防用設備等の点検結果の報告先として、正しいものはどれか。

ア：国土交通大臣だけ。

イ：消防長又は消防署長。

ウ：建築確認検査機関だけ。

エ：消防設備メーカーだけ。

答え・解説

正答：イ

ア：消防法上の点検結果報告先ではない。

イ：消防法第17条の3の3が定める報告先である。

ウ：消防法第17条の3の3の報告先ではない。

エ：メーカーへの提出で法定報告を代替できない。

総合解説：点検実施者が誰であっても、法定報告は消防長又は消防署長へ行う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0048

1-2 維持・点検・報告 > 点検・報告制度 | 難易度：標準

次のうち、消防設備士又は所定の資格者に消防用設備等を点検させることが必要となる防火対象物の組合せとして、正しいものはどれか。

ア：延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物、延べ面積1,000㎡以上の非特定防火対象物で消防長又は消防署長が指定するもの、特定一階段等防火対象物。

イ：消防設備士が所有する建物だけ。

ウ：全ての戸建住宅。

エ：延べ面積に関係なく全ての事務所。

答え・解説

正答：ア

ア：消防庁資料が示す有資格者点検対象の代表的区分に合致する。

イ：所有者の資格で対象が決まるわけではない。

ウ：一律に有資格者点検対象とする規定ではない。

エ：非特定防火対象物は条件を伴う。

総合解説：有資格者点検の要否は用途・規模・避難上の構造等で判断される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0049

1-2 維持・点検・報告 > 点検・報告制度 | 難易度：標準

消防法第17条の3の3に基づき、政令で定める防火対象物の消防用設備等を点検できる者の説明として、正しいものはどれか。

- ア：政令で定める防火対象物では、消防設備士又は総務省令で定める資格を有する者に点検させる。
- イ：消防設備士だけに限られ、他の法定資格者は一切認められない。
- ウ：資格のない者しか点検できない。
- エ：建物所有者の家族だけが点検できる。

答え・解説

正答：ア

- ア：消防法第17条の3の3に合致する。
 - イ：総務省令で定める資格を有する者も認められる。
 - ウ：対象によって有資格者点検が必要。
 - エ：法定の資格要件とは無関係。
- 総合解説：「消防設備士又は総務省令で定める資格を有する者」という条文表現を押さえる。
- 対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0050

1-2 維持・点検・報告 > 点検・報告制度 | 難易度：基礎

法令上、有資格者による点検が必要な区分に該当しない防火対象物の点検・報告について、正しいものはどれか。

- ア：どの建物でも必ず消防署員が点検する。
- イ：有資格者点検対象外なら点検・報告自体が一切不要である。
- ウ：法令上有資格者点検を要する区分以外では、関係者が自ら点検して報告することが可能な場合がある。
- エ：自己点検した場合は結果を記録してはならない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：消防署員が全件の法定点検を実施する制度ではない。
 - イ：対象外でも点検・報告義務は残る場合がある。
 - ウ：消防法第17条の3の3及び消防庁資料の整理に合致する。
 - エ：点検結果の記録・報告が制度上必要。
- 総合解説：「資格者が必要か」と「点検報告が必要か」は別問題。小規模施設では自己点検を支援する仕組みもある。
- 対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0051

1-2 維持・点検・報告 > 点検・報告制度 | 難易度：応用

消防用設備等の機器点検と総合点検の内容の違いとして、正しいものはどれか。

ア：総合点検は書類確認だけで設備を作動させない。

イ：機器点検は設備を必ず全負荷運転する点検である。

ウ：機器点検は外観や簡易な操作等による確認、総合点検は設備の全部又は一部を作動・使用させ総合的機能を確認する。

エ：機器点検と総合点検は名称だけ違い、内容は完全に同じである。

答え・解説

正答：ウ

ア：総合点検は作動・使用による確認を含む。

イ：それは総合点検との混同。

ウ：消防庁資料の点検内容の整理に合致する。

エ：点検方法・確認範囲が異なる。

総合解説：周期だけでなく、各点検がどの程度設備機能を確認するかも理解する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0052

1-2 維持・点検・報告 > 点検・報告制度 | 難易度：標準

消防設備士等に点検させた場合の「点検実施者」と「点検結果の報告義務者」の関係として、正しいものはどれか。

ア：関係者は点検を委託した時点で報告義務を失う。

イ：消防設備士等が点検を実施しても、法第17条の3の3に基づく報告義務主体は防火対象物の関係者である。

ウ：点検者が消防署長に就任する。

エ：点検者が自動的に建物の所有者になる。

答え・解説

正答：イ

ア：委託で法定報告義務が消えるわけではない。

イ：条文構造に合致する。

ウ：資格者と行政職の区別が誤り。

エ：点検業務と所有関係は別。

総合解説：試験では「点検させる者」と「結果を報告する者」を混同しないことが重要。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0053

1-2 維持・点検・報告 > 命令・措置・罰則 | 難易度：基礎

消防法第17条の4に基づき消防用設備等の是正を命ずることができる者は誰か。

ア：建物の清掃業者。

イ：消防設備メーカー。

ウ：消防長又は消防署長。

エ：消防設備士。

答え・解説

正答：ウ

ア：行政命令権者ではない。

イ：行政命令権者ではない。

ウ：消防法第17条の4が是正命令権者として定める。

エ：資格者に行政上の命令権はない。

総合解説：設備等技術基準に適合しない場合は是正命令権者は消防長又は消防署長。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0054

1-2 維持・点検・報告 > 命令・措置・罰則 | 難易度：標準

通常の消防用設備等について、消防法第17条の4第1項の是正命令を判断する基準として正しいものはどれか。

ア：設備価格が地域平均より安いか。

イ：建物所有者が消防設備士免状を持つか。

ウ：設備等技術基準に従って設置・維持されているか。

エ：メーカーが国内企業か。

答え・解説

正答：ウ

ア：価格は同条の命令基準ではない。

イ：所有者の資格有無で技術基準適合性は決まらない。

ウ：第17条の4第1項の判断基準である。

エ：メーカー国籍は命令基準ではない。

総合解説：通常設備は設備等技術基準への適合が是正命令の軸となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0055

1-2 維持・点検・報告 > 命令・措置・罰則 | 難易度：標準

認定を受けた特殊消防用設備等について、消防法第17条の4第2項の是正命令を判断する基準として正しいものはどれか。

ア：消防設備士試験の合格率。

イ：建物の固定資産税評価額。

ウ：認定された設備等設置維持計画に従って設置・維持されているか。

エ：通常設備のメーカー保証期間だけ。

答え・解説

正答：ウ

ア：設備の適合判断とは無関係。

イ：消防法上の設備是正基準ではない。

ウ：第17条の4第2項の判断基準。

エ：特殊設備の是正は設備等設置維持計画との整合が中心。

総合解説：通常設備と特殊設備では、是正命令の適合基準が異なる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0056

1-2 維持・点検・報告 > 命令・措置・罰則 | 難易度：応用

消防法第17条の4による是正命令の対象者として、正しいものはどれか。

ア：設備の取扱説明書を印刷した会社だけ。

イ：消防設備士試験の申込者。

ウ：通行人であれば誰でもよい。

エ：防火対象物の関係者のうち、その是正措置を行う権原を有する者。

答え・解説

正答：エ

ア：是正を行う権原を基準にする。

イ：建物への権原と無関係。

ウ：関係者・権原の要件を欠く。

エ：第17条の4の対象者に合致する。

総合解説：命令の実効性を確保するため、実際には是正できる権原を持つ関係者が対象となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0057

1-2 維持・点検・報告 > 命令・措置・罰則 | 難易度：基礎

消防用設備等の点検結果について、消防法第17条の3の3の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合の罰則として正しいものはどれか。

ア：罰則は一切ない。

イ：必ず10年の拘禁刑だけが科される。

ウ：点検業者への口頭注意だけで法律上終了する。

エ：消防法第17条の3の3の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合、30万円以下の罰金又は拘留の対象となる。

答え・解説

正答：エ

ア：法第44条に罰則がある。

イ：法定刑の内容が異なる。

ウ：法定罰則の対象となり得る。

エ：消防法第44条および消防庁資料の整理に合致する。

総合解説：点検報告制度は努力義務ではなく、未報告・虚偽報告には罰則規定がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0058

1-2 維持・点検・報告 > 命令・措置・罰則 | 難易度：標準

消防法第17条の4の命令に違反して、消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置しなかった者に対する法定刑として正しいものはどれか。

ア：罰則はなく、再通知だけが行われる。

イ：必ず免状の写真書換えを命じられるだけである。

ウ：第17条の4第1項又は第2項の命令に違反して設備を設置しなかった者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金の対象となる。

エ：30万円以下の過料だけである。

答え・解説

正答：ウ

ア：設置命令違反には刑事罰規定がある。

イ：写真書換え制度とは無関係。

ウ：2026年時点の消防法第41条第1項第5号の法定刑に合致する。

エ：法第41条の法定刑とは異なる。

総合解説：設置命令違反は、維持措置命令違反や未報告より重い法定刑が定められている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0059

1-2 維持・点検・報告 > 命令・措置・罰則 | 難易度：応用

消防法第17条の4の命令に違反して、消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持のため必要な措置をしなかった場合の罰則として正しいものはどれか。

ア：必ず5年以下の拘禁刑となる。

イ：第17条の4の命令に違反して維持のため必要な措置をしなかった者は、30万円以下の罰金又は拘留の対象となる。

ウ：設備を自主撤去すれば常に免責される。

エ：維持措置命令違反には罰則が一切ない。

答え・解説

正答：イ

ア：そのような法定刑ではない。

イ：消防法第44条の対象に含まれる。

ウ：命令違反の評価は法令に基づき行われ、自主撤去で当然免責とはならない。

エ：法第44条に規定がある。

総合解説：同じ第17条の4違反でも、設置しなかった場合と維持措置をしなかった場合で罰則条項が異なる点に注意。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0060

1-2 維持・点検・報告 > 命令・措置・罰則 | 難易度：標準

消防用設備等の是正命令が履行されず危険な状態が続く場合における、防火対象物の使用禁止・停止・制限命令の説明として正しいものはどれか。

ア：使用制限命令は民間点検会社だけが出せる。

イ：第17条の4の命令と使用禁止等の措置は法律上全く無関係である。

ウ：設備に軽微な不具合が見つかった瞬間、必ず永久使用禁止になる。

エ：第17条の4等の命令が履行されず、火災予防上の危険等が続く一定の場合、消防長又は消防署長は防火対象物の使用禁止・停止・制限を命ずることができる。

答え・解説

正答：エ

ア：行政上の権限は消防長又は消防署長。

イ：命令不履行等が第5条の2の要件に係る。

ウ：法定要件に基づく判断であり自動ではない。

エ：消防法第5条の2の要件構造に合致する。

総合解説：消防法は、設備の是正命令から、危険が継続する場合の使用制限等まで段階的な行政措置を設ける。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0061

1-3 消防設備士制度 > 免状・受験資格・業務範囲 | 難易度：基礎
消防設備士の甲種と乙種の業務範囲について、正しいものはどれか。
ア：乙種はどの類の設備でも自由に工事できる。
イ：甲種は点検だけ、乙種は工事だけできる。
ウ：甲種は対象設備の工事・整備・点検ができ、乙種は対象設備の整備・点検ができる。
エ：甲種と乙種は全く同じ範囲で工事ができる。

答え・解説

正答：ウ
ア：類ごとに対象が限定され、乙種は工事を行う資格ではない。
イ：業務範囲が逆かつ不正確。
ウ：消防試験研究センターの試験案内に示される基本的な業務範囲。
エ：乙種には工事の範囲がない。
総合解説：甲種と乙種の最大の違いは、甲種が対象設備の工事を行える点。各類ごとに対象設備は限定される。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0062

1-3 消防設備士制度 > 免状・受験資格・業務範囲 | 難易度：標準
消防設備士第1類の工事整備対象設備等として、正しい組合せはどれか。
ア：自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器。
イ：泡消火設備、特定駐車場用泡消火設備、消火器。
ウ：屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備。
エ：金属製避難はしご、救助袋、緩降機。

答え・解説

正答：ウ
ア：自動火災報知設備等は第4類、漏電火災警報器は第7類。
イ：泡消火設備等は主に第2類、消火器は第6類。
ウ：消防試験研究センターが示す第1類の対象設備に合致する。
エ：これらは第5類の対象。
総合解説：甲種1類の法令・実技対策では、対象設備の境界を他類と比較して覚える。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0063

1-3 消防設備士制度 > 免状・受験資格・業務範囲 | 難易度：標準

次のうち、消防設備士第1類の対象設備に含まれないものはどれか。

ア：水噴霧消火設備。

イ：屋内消火栓設備。

ウ：泡消火設備。

エ：スプリンクラー設備。

答え・解説

正答：ウ

ア：第1類の対象。

イ：第1類の対象。

ウ：泡消火設備は第2類の対象であり、第1類には含まれない。

エ：第1類の対象。

総合解説：名称が似る消火設備でも類が異なる。水噴霧は第1類、泡は第2類。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0064

1-3 消防設備士制度 > 免状・受験資格・業務範囲 | 難易度：応用

消防設備士免状の交付に関する説明として、正しいものはどれか。

ア：消防設備士試験に合格した者に対し、都道府県知事が交付する。

イ：消防設備メーカーが交付する。

ウ：消防設備士会が全国一律に交付する。

エ：建築主事が交付する。

答え・解説

正答：ア

ア：消防法第17条の7第1項に合致する。

イ：免状交付権限はない。

ウ：法定の交付主体は都道府県知事。

エ：消防設備士免状の交付主体ではない。

総合解説：試験実施事務を指定試験機関が行う場合があっても、免状の法定交付主体は都道府県知事。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0065

1-3 消防設備士制度 > 免状・受験資格・業務範囲 | 難易度：基礎
消防設備士試験の種類として、消防法上正しいものはどれか。
ア：甲種消防設備士試験と乙種消防設備士試験。
イ：乙種・丙種・丁種の3種類。
ウ：甲種・丙種だけ。
エ：特級・1級・2級の3種類。

答え・解説

正答：ア
ア：消防法第17条の8第2項が定める。
イ：法定試験種類と異なる。
ウ：消防設備士試験に丙種はない。
エ：消防設備士試験の区分ではない。
総合解説：消防設備士試験は大きく甲種・乙種に分かれ、その中で類別がある。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0066

1-3 消防設備士制度 > 免状・受験資格・業務範囲 | 難易度：標準
消防設備士試験の実施について、消防法上正しいものはどれか。
ア：国が10年に1回だけ実施する。
イ：甲種・乙種の種類ごとに、毎年1回以上、都道府県知事が行う。
ウ：市町村長が5年に1回だけ実施する。
エ：試験は民間会社が任意の頻度でのみ実施する。

答え・解説

正答：イ
ア：頻度・主体とも誤り。
イ：消防法第17条の8第3項に合致する。
ウ：法定の基本は都道府県知事が毎年1回以上。
エ：指定試験機関制度はあるが、法上の実施責任の構造は都道府県知事にある。
総合解説：指定試験機関が事務を担う場合と、法が定める試験実施主体の関係を区別する。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0067

1-3 消防設備士制度 > 免状・受験資格・業務範囲 | 難易度：応用

乙種消防設備士免状を持つ者が甲種消防設備士試験の受験資格を得る代表的な要件として、正しいものはどれか。

ア：乙種消防設備士免状の交付を受けた後、2年以上、政令で定める工事整備対象設備等の整備経験を有する者は甲種の受験資格要件の一つを満たす。

イ：乙種に合格した当日から実務経験なしで必ず甲種を受験できる。

ウ：乙種免状を持つ者は甲種を受験できない。

エ：乙種免状取得後10年以上の営業経験だけが必要で、整備経験は不要。

答え・解説

正答：ア

ア：消防法第17条の8第4項第2号に合致する。

イ：法定の2年以上の整備経験要件がある経路。

ウ：所定の経験を満たせば受験資格となる。

エ：条文は整備経験を要件とする。

総合解説：「乙種免状交付後2年以上の整備経験」は甲種受験資格の代表的ルート。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0068

1-3 消防設備士制度 > 免状・受験資格・業務範囲 | 難易度：標準

すでに別の類の甲種消防設備士免状を持つ者が、甲種第1類を受験しようとしている。受験資格の説明として正しいものはどれか。

ア：受験する類以外の甲種消防設備士免状を持つ者は、甲種（特類を除く）の受験資格として認められる。

イ：他類の甲種免状は受験資格に一切関係しない。

ウ：他類の甲種免状を持っても、必ず大学の指定学科を卒業し直さなければならない。

エ：甲種免状を持つと他類の試験は受験禁止となる。

答え・解説

正答：ア

ア：消防試験研究センターの受験資格案内に合致する。

イ：国家資格等による受験資格として認められる。

ウ：他類甲種免状自体が受験資格の一つ。

エ：受験禁止ではなく、受験資格ルートとなる。

総合解説：甲種受験資格には学歴・実務経験だけでなく、既存の国家資格等による複数のルートがある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0069

1-3 消防設備士制度 > 講習・再交付・書換え | 難易度：基礎

消防設備士が受ける工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習について、正しいものはどれか。

ア：講習は一生に一度だけでよい。

イ：消防設備士は、法令で定めるところにより、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を受けなければならない。

ウ：甲種には講習義務がなく乙種だけにある。

エ：講習は希望者だけの完全な任意制度である。

答え・解説

正答：イ

ア：初回後も所定周期で受講する。

イ：消防法第17条の10に基づく講習義務。

ウ：甲種・乙種とも対象となる。

エ：法定の受講義務がある。

総合解説：免状は取得して終わりではなく、技術基準改正等を学ぶ継続講習制度がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0070

1-3 消防設備士制度 > 講習・再交付・書換え | 難易度：標準

甲種第1類消防設備士が受講する講習区分として、正しいものはどれか。

ア：警報設備。

イ：消火設備。

ウ：特殊消防用設備等。

エ：避難設備・消火器。

答え・解説

正答：イ

ア：第4類・第7類が中心の区分。

イ：消防庁告示の講習区分で、第1類（甲・乙）は「消火設備」に含まれる。

ウ：甲種特類の区分。

エ：第5類・第6類が中心の区分。

総合解説：第1類・第2類・第3類の甲種・乙種は「消火設備」の講習区分。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0071

1-3 消防設備士制度 > 講習・再交付・書換え | 難易度：標準

消防設備士免状の交付後、初回の法定講習を受ける期限として正しいものはどれか。

ア：免状交付の日以後における最初の4月1日から2年以内。

イ：免状交付日の翌日から10年以内。

ウ：免状交付後の最初の4月1日から5年以内。

エ：免状交付した年度内に必ず受講しなければならない。

答え・解説

正答：ア

ア：現行の受講期限の考え方に合致する。

イ：初回講習期限ではない。

ウ：5年は原則として受講後の次回以降の期限。

エ：初回は最初の4月1日から2年以内。

総合解説：期限の起算点が「交付日そのもの」ではなく、交付後最初の4月1日である点が重要。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0072

1-3 消防設備士制度 > 講習・再交付・書換え | 難易度：基礎

消防設備士が法定講習を一度受けた後、次回以降の講習期限として正しいものはどれか。

ア：次回講習は不要である。

イ：講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内。

ウ：講習受講日の翌日から毎年必ず受講する。

エ：講習後最初の4月1日から2年以内。

答え・解説

正答：イ

ア：継続的に受講義務がある。

イ：現行の継続講習期限に合致する。

ウ：毎年受講ではない。

エ：2年は免状交付後の初回講習期限。

総合解説：初回「2年」と次回以降「5年」を混同しない。いずれも最初の4月1日が基準。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0073

1-3 消防設備士制度 > 講習・再交付・書換え | 難易度：応用

消防設備士免状の写真の書換えについて、正しいものはどれか。

ア：写真は10年に1回の書換えが必要で、期限を過ぎても免状自体が直ちに失効するわけではないが、速やかに書換え申請すべきである。

イ：写真書換え期限を1日でも過ぎると免状は自動的に永久失効する。

ウ：写真書換えは毎年必要である。

エ：写真は一度も書換える必要がない。

答え・解説

正答：ア

ア：消防試験研究センターの案内に合致する。

イ：センター案内では失効しないが不備な免状となるため速やかな申請を求める。

ウ：法令上10年に1回。

エ：10年ごとの書換えが必要。

総合解説：免状の「更新」と表現して混同しやすいが、10年ごとに写真の書換えが必要で、期限超過 = 即失効ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0074

1-3 消防設備士制度 > 講習・再交付・書換え | 難易度：標準

消防設備士免状を亡失して再交付を受けた後、亡失した旧免状を発見した場合を含む再交付制度の説明として、正しいものはどれか。

ア：再交付後に旧免状を発見したら2枚とも自由に使用できる。

イ：亡失しても再交付制度はなく、必ず試験を受け直す。

ウ：再交付は全国どの市町村長にも無条件で申請できる。

エ：免状を亡失・滅失・汚損・破損した場合は交付又は書換えをした都道府県知事へ再交付申請でき、亡失後に再交付を受けて旧免状を発見したときは10日以内に再交付した知事へ提出する。

答え・解説

正答：エ

ア：旧免状は10日以内に提出する必要がある。

イ：再交付制度がある。

ウ：申請先は交付又は書換えをした都道府県知事。

エ：消防法施行令第36条の6の内容に合致する。

総合解説：書換えと再交付は別制度。亡失後に旧免状が見つかった場合の10日ルールも試験で狙われやすい。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0075

1-3 消防設備士制度 > 義務・禁止事項 | 難易度：基礎

消防設備士の業務上の責務として、消防法上正しいものはどれか。

ア：業務では法令より依頼者の希望を常に優先しなければならない。

イ：誠実義務は消防署員だけに課される。

ウ：消防設備士は業務を誠実に行之、工事整備対象設備等の質の向上に努めなければならない。

エ：設備の質の向上に努める必要はない。

答え・解説

正答：ウ

ア：法令・技術基準に適合した誠実な業務が必要。

イ：消防設備士自身の責務である。

ウ：消防法第17条の12の責務に合致する。

エ：法が努力義務として明示する。

総合解説：資格者には単に作業できる権限だけでなく、誠実な業務遂行と設備の質向上の責務がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0076

1-3 消防設備士制度 > 義務・禁止事項 | 難易度：標準

消防設備士がその業務に従事するときの免状の取扱いとして、正しいものはどれか。

ア：免状携帯義務は甲種にはなく乙種だけにある。

イ：免状は10年経過すると携帯禁止になる。

ウ：免状は自宅に保管し、業務中は携帯してはならない。

エ：消防設備士は、その業務に従事するとき消防設備士免状を携帯しなければならない。

答え・解説

正答：エ

ア：消防設備士一般に課される。

イ：写真書換え制度と携帯義務は別。

ウ：業務従事時に携帯義務がある。

エ：消防法第17条の13に合致する。

総合解説：「業務に従事するとき」が携帯義務の発生場面。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0077

1-3 消防設備士制度 > 義務・禁止事項 | 難易度：標準

甲種消防設備士が、消防法第17条の5に基づく政令で定める工事を行おうとする場合の着工届の期限として、正しいものはどれか。
ア：免状交付から10年以内。
イ：工事完了後30日以内。
ウ：工事開始当日の作業終了後。
エ：政令で定める工事に着手しようとする日の10日前まで。

答え・解説

正答：エ
ア：写真書換えと混同している。
イ：着工前の届出であり時期が誤り。
ウ：10日前までの届出が必要。
エ：消防法第17条の14が定める。
総合解説：着工届は工事後の設置届とは別で、甲種消防設備士が工事着手前に行う。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0078

1-3 消防設備士制度 > 義務・禁止事項 | 難易度：基礎

甲種消防設備士の工事整備対象設備等着工届の提出先として、正しいものはどれか。
ア：消防長又は消防署長。
イ：総務大臣だけ。
ウ：建築物の所有者だけ。
エ：消防設備メーカーだけ。

答え・解説

正答：ア
ア：消防法第17条の14が定める届出先。
イ：着工届の提出先ではない。
ウ：所有者への連絡と法定届出は別。
エ：法定届出先ではない。
総合解説：着工届では、期限「10日前」と提出先「消防長又は消防署長」をセットで覚える。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0079

1-3 消防設備士制度 > 義務・禁止事項 | 難易度：応用

消防法第17条の14に基づく着工届義務の主体として、正しいものはどれか。

ア：全ての乙種消防設備士が工事着手10日前に同じ届出をする。

イ：法第17条の14の着工届義務は、政令で定める工事を行おうとする甲種消防設備士に課される。

ウ：着工届義務は消防長自身に課される。

エ：消防設備士でない一般通行人が着工届をする。

答え・解説

正答：イ

ア：乙種はそもそも対象設備の工事を行う資格ではなく、条文主体も甲種。

イ：条文の主体は「甲種消防設備士」。

ウ：消防長は届出を受ける側。

エ：法定主体ではない。

総合解説：甲種が工事を行えることと、着工届義務が甲種に課されることは関連して出題されやすい。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0080

1-3 消防設備士制度 > 義務・禁止事項 | 難易度：標準

消防設備士免状を受けていない者による消防用設備等の工事・整備について、消防法上正しいものはどれか。

ア：免状が必要なのは点検報告書の郵送だけである。

イ：消防設備士免状は名称使用だけの資格で、業務範囲の制限はない。

ウ：免状がなくても全ての消防設備工事・整備を自由に行える。

エ：消防設備士免状を受けていない者は、法第17条の5に基づき政令で定める消防用設備等・特殊消防用設備等の設置工事又は整備を行ってはならない。

答え・解説

正答：エ

ア：資格制度の中心は法定工事・整備等。

イ：法第17条の5は一定の工事・整備を無資格者に禁止する。

ウ：政令で定める工事・整備には消防設備士資格が必要。

エ：消防法第17条の5の資格独占規定に合致する。

総合解説：消防設備士は一定の工事・整備について業務独占性を持つ。甲種・乙種・類別に応じてできる業務が定められる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0081

1-4 第1類設備の設置基準 > 第1類対象設備・適用範囲 | 難易度：基礎

消防試験研究センターが示す消防設備士第1類の対象設備のうち、名称に「パッケージ型」を含む2設備の組合せとして正しいものはどれか。

- ア：パッケージ型消火設備とパッケージ型自動消火設備。
- イ：パッケージ型泡消火設備と特定駐車場用泡消火設備。
- ウ：パッケージ型避難器具とパッケージ型誘導灯。
- エ：パッケージ型漏電火災警報器とパッケージ型消火器。

答え・解説

正答：ア

ア：第1類の対象設備一覧には、パッケージ型消火設備とパッケージ型自動消火設備が掲げられている。

イ：特定駐車場用泡消火設備は第2類の対象であり、この組合せは第1類一覧ではない。

ウ：避難器具や誘導灯について、このような第1類対象設備名は掲げられていない。

エ：漏電火災警報器は第7類、消火器は第6類であり、このような第1類対象設備名はない。

総合解説：第1類は屋内・屋外消火栓、スプリンクラー、水噴霧だけでなく、パッケージ型消火設備とパッケージ型自動消火設備も対象設備一覧に含む。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0082

1-4 第1類設備の設置基準 > 第1類対象設備・適用範囲 | 難易度：標準

消防設備士免状の類別を比較したとき、第1類ではなく第7類の対象設備として掲げられているものはどれか。

- ア：屋外消火栓設備。
- イ：漏電火災警報器。
- ウ：共同住宅用スプリンクラー設備。
- エ：水噴霧消火設備。

答え・解説

正答：イ

ア：屋外消火栓設備は第1類の対象設備である。

イ：漏電火災警報器は乙種第7類の対象設備であり、第1類ではない。

ウ：共同住宅用スプリンクラー設備は第1類の対象設備である。

エ：水噴霧消火設備は第1類の対象設備である。

総合解説：第1類の対象設備と他類の設備を横断して区別する。漏電火災警報器は第7類である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0083

1-4 第1類設備の設置基準 > 第1類対象設備・適用範囲 | 難易度：基礎
共同住宅用スプリンクラー設備について、消防設備士免状の類別として正しいものはどれか。
ア：いずれの消防設備士免状の対象にもならない。
イ：第4類だけの対象設備である。
ウ：第1類の対象設備に含まれる。
エ：第5類だけの対象設備である。

答え・解説

正答：ウ
ア：第1類の対象として明示されている。
イ：第4類は自動火災報知設備等が中心である。
ウ：消防試験研究センターの免状種類表で第1類に掲げられている。
エ：第5類は避難器具が対象である。
総合解説：共同住宅用スプリンクラー設備は名称のとおりスプリンクラー系設備で、第1類の対象である。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0084

1-4 第1類設備の設置基準 > 第1類対象設備・適用範囲 | 難易度：標準
消防試験研究センターが示す第1類の対象設備に含まれるものはどれか。
ア：漏電火災警報器。
イ：救助袋。
ウ：消火器。
エ：パッケージ型自動消火設備。

答え・解説

正答：エ
ア：第7類の対象である。
イ：第5類の対象である。
ウ：第6類の対象である。
エ：第1類の対象設備として掲げられている。
総合解説：パッケージ型消火設備・パッケージ型自動消火設備は、使用する消火剤等に応じて第1～3類の対象となり得るため、試験案内の表を確認する。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0085

1-4 第1類設備の設置基準 > 第1類対象設備・適用範囲 | 難易度：基礎

屋外消火栓設備を取り扱う類別として適切なものはどれか。

ア：第1類。（屋外消火栓設備は第1類の対象設備である）

イ：第4類。（第4類は自動火災報知設備等である）

ウ：第7類。（第7類は漏電火災警報器である）

エ：第3類。（第3類は不活性ガス・ハロゲン化物・粉末消火設備等である）

答え・解説

正答：ア

ア：屋外消火栓設備は第1類の対象設備である。

イ：第4類は自動火災報知設備等である。

ウ：第7類は漏電火災警報器である。

エ：第3類は不活性ガス・ハロゲン化物・粉末消火設備等である。

総合解説：屋外消火栓設備は屋内消火栓設備と同じ第1類に整理される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0086

1-4 第1類設備の設置基準 > 第1類対象設備・適用範囲 | 難易度：標準

消防試験研究センターの免状種類表に照らし、第1類の対象設備について正しいものはどれか。

ア：動力消防ポンプ設備は第7類の対象設備である。

イ：動力消防ポンプ設備は消防法施行令上の消火設備であるが、第1類の対象設備一覧には掲げられていない。

ウ：動力消防ポンプ設備は必ず第1類免状だけで工事する設備として一覧に明記されている。

エ：動力消防ポンプ設備は第4類の対象設備である。

答え・解説

正答：イ

ア：第7類の対象ではない。

イ：令上の「消火設備」の分類と、消防設備士免状の類別対象は同一ではない。

ウ：第1類一覧には掲げられていない。

エ：第4類の対象ではない。

総合解説：「消防法施行令上の消火設備」と「消防設備士免状の対象設備」を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0087

1-4 第1類設備の設置基準 > 第1類対象設備・適用範囲 | 難易度：標準

消防法上の「消防用水」と消防設備士第1類の関係について、最も適切なものはどれか。

ア：消防用水はすべて第1類の工事整備対象設備等である。

イ：消防用水は消防法上の消防用設備等に含まれない。

ウ：消防用水は消防用設備等を構成する法定区分の一つだが、それ自体が第1類の対象設備一覧に掲げられているわけではない。

エ：消防用水は第4類の警報設備である。

答え・解説

正答：ウ

ア：第1類一覧には消防用水そのものは掲げられていない。

イ：消防法第17条の「消防用設備等」には消防用水も含まれる。

ウ：消防用水と第1類の工事整備対象設備等は別の分類概念である。

エ：警報設備ではない。

総合解説：法第17条の「消防用設備等」は消防の用に供する設備・消防用水・消火活動上必要な施設の総称であり、免状の類別とは切り分ける。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0088

1-4 第1類設備の設置基準 > 第1類対象設備・適用範囲 | 難易度：標準

水噴霧消火設備と泡消火設備の消防設備士免状の類別の組合せとして正しいものはどれか。

ア：どちらも第1類だけである。（泡消火設備は第2類）

イ：どちらも第3類だけである。（いずれも第3類のみではない）

ウ：水噴霧消火設備は第2類、泡消火設備は第1類。（類別が逆である）

エ：水噴霧消火設備は第1類、泡消火設備は第2類。（試験案内の類別と一致する）

答え・解説

正答：エ

ア：泡消火設備は第2類。

イ：いずれも第3類のみではない。

ウ：類別が逆である。

エ：試験案内の類別と一致する。

総合解説：水系でも「水噴霧」と「泡」は類別が異なる。名称の一部ではなく設備種別で覚える。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0089

1-4 第1類設備の設置基準 > 第1類対象設備・適用範囲 | 難易度：基礎
次の組合せのうち、第1類と第4類の対象設備の対応が正しいものはどれか。
ア：第1類—スプリンクラー設備、第4類—自動火災報知設備。
イ：第1類—漏電火災警報器、第4類—屋外消火栓設備。
ウ：第1類—自動火災報知設備、第4類—屋内消火栓設備。
エ：第1類—救助袋、第4類—消火器。

答え・解説

正答：ア
ア：それぞれの代表的対象設備である。
イ：漏電火災警報器は第7類、屋外消火栓は第1類。
ウ：対応が逆である。
エ：救助袋は第5類、消火器は第6類。
総合解説：類別の横断比較は、対象設備を取り違えないための基本である。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0090

1-4 第1類設備の設置基準 > 第1類対象設備・適用範囲 | 難易度：標準
消防設備士第1類について、免状体系上正しい説明はどれか。
ア：第1類は甲種にしか存在しない。
イ：第1類は甲種と乙種の双方に設けられている。
ウ：第1類は乙種にしか存在しない。
エ：第1類は特類の別名である。

答え・解説

正答：イ
ア：乙種にも第1類がある。
イ：試験案内では「甲種又は乙種 第1類」として示される。
ウ：甲種にも第1類がある。
エ：特類とは別の類別である。
総合解説：甲種は工事・整備・点検、乙種は整備・点検が中心だが、第1類という設備区分自体は双方に存在する。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0091

1-4 第1類設備の設置基準 > 第1類対象設備・適用範囲 | 難易度：応用

消防法施行令第36条の2による屋内消火栓設備等の設置工事について、消防設備士でなければ行えない工事の範囲から除かれる部分として正しいものはどれか。

- ア：スプリンクラーヘッドだけ。
- イ：起動装置と表示装置だけ。
- ウ：電源、水源及び配管の部分。
- エ：消火栓箱・開閉弁・ノズルの全て。

答え・解説

正答：ウ

- ア：ヘッドを一律に除外する規定ではない。
- イ：これらだけを除外する規定ではない。
- ウ：屋内消火栓・スプリンクラー・水噴霧・屋外消火栓設備では、これらの部分が令第36条の2第1項の対象から除かれる。
- エ：これらを一律に除外する規定ではない。

総合解説：第1類設備でも、設備全体のあらゆる工事が資格独占になるわけではない。令第36条の2の除外部分を確認する。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0092

1-4 第1類設備の設置基準 > 第1類対象設備・適用範囲 | 難易度：応用

消防試験研究センターの第1類対象設備一覧には、屋内消火栓、スプリンクラー、水噴霧、屋外消火栓、パッケージ型消火、パッケージ型自動消火、共同住宅用スプリンクラーの何種類が掲げられているか。

- ア：9種類。（試験案内の第1類欄は9種類ではない）
- イ：4種類。（パッケージ型等を含めると4種類ではない）
- ウ：5種類。（共同住宅用等を含めると5種類ではない）
- エ：7種類。（列挙された7設備が第1類欄に示されている）

答え・解説

正答：エ

- ア：試験案内の第1類欄は9種類ではない。
 - イ：パッケージ型等を含めると4種類ではない。
 - ウ：共同住宅用等を含めると5種類ではない。
 - エ：列挙された7設備が第1類欄に示されている。
- 総合解説：代表4設備だけでなく、パッケージ型2種と共同住宅用スプリンクラーも含めて確認する。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0093

1-4 第1類設備の設置基準 > 用途・規模別の設置義務 | 難易度：基礎

消防法施行令第11条第1項第1号により、令別表第1（1）項の防火対象物に屋内消火栓設備を設置する基本的な延べ面積基準はどれか。

- ア：500㎡以上。（同号の基本基準である）
- イ：150㎡以上。（（16の2）項の基本基準）
- ウ：700㎡以上。（（2）～（10）、（12）、（14）項の基本基準）
- エ：1,000㎡以上。（（11）、（15）項の基本基準）

答え・解説

正答：ア

ア：同号の基本基準である。
イ：（16の2）項の基本基準。
ウ：（2）～（10）、（12）、（14）項の基本基準。
エ：（11）、（15）項の基本基準。
総合解説：屋内消火栓の面積基準は用途区分ごとに異なるため、500・700・1,000・150㎡を対応させて覚える。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0094

1-4 第1類設備の設置基準 > 用途・規模別の設置義務 | 難易度：基礎

令別表第1（4）項の防火対象物について、令第11条第2項による倍率等を考慮しない。延べ面積を680㎡から710㎡へ増築した場合、屋内消火栓設備の基本設置基準との関係として正しいものはどれか。

- ア：680㎡の時点から500㎡基準により設置対象である。
- イ：増築後は700㎡以上となるため、基本基準上は設置対象となる。
- ウ：1,000㎡に達していないので増築後も設置対象とならない。
- エ：延べ面積ではなく収容人員だけで判断するため、面積の増加は関係しない。

答え・解説

正答：イ

ア：（4）項に適用する基本面積基準は500㎡ではなく700㎡である。
イ：（4）項は令第11条第1項第2号の対象で、延べ面積700㎡以上が基本基準となる。710㎡はこれを満たす。
ウ：1,000㎡基準は（11）項・（15）項の基本基準である。
エ：令第11条第1項第2号では延べ面積を用いる。
総合解説：（2）項から（10）項まで、（12）項及び（14）項は、屋内消火栓設備の基本面積基準が700㎡以上である。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0095

1-4 第1類設備の設置基準 > 用途・規模別の設置義務 | 難易度：標準
令別表第1（15）項の防火対象物で、令第11条第2項による倍率等を考慮しないものとする。延べ面積980㎡の建物を1,020㎡へ拡張した場合の屋内消火栓設備の基本基準について、正しい判断はどれか。
ア：（15）項は700㎡以上が基準なので、拡張前から必ず同号の対象である。
イ：（15）項には面積基準がなく、拡張の前後で設置義務は生じない。
ウ：（15）項の基本基準は1,000㎡以上であり、1,020㎡となった時点で基準に達する。
エ：（15）項の基本基準は150㎡以上であり、980㎡の時点からその基準を超えている。

答え・解説

正答：ウ
ア：700㎡基準は（2）～（10）、（12）、（14）項に適用する。
イ：（15）項には令第11条第1項第3号の1,000㎡基準がある。
ウ：（15）項は延べ面積1,000㎡以上が基本基準であるため、1,020㎡は基準を満たす。
エ：150㎡基準は（16の2）項の基本基準である。
総合解説：（11）項及び（15）項は、屋内消火栓設備の基本面積基準が延べ1,000㎡以上である。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0096

1-4 第1類設備の設置基準 > 用途・規模別の設置義務 | 難易度：基礎
令別表第1（16の2）項の防火対象物について、令第11条第2項による倍率等を考慮しない。延べ面積149㎡と150㎡を比較した説明として正しいものはどれか。
ア：149㎡でも100㎡を超えるため、令第11条第1項第4号の基本基準を満たす。
イ：150㎡ではまだ500㎡に達しないため、同号の基本基準を満たさない。
ウ：（16の2）項には屋内消火栓設備の面積基準が設けられていない。
エ：同号の基本基準は150㎡以上なので、149㎡は未達だが150㎡は基準に達する。

答え・解説

正答：エ
ア：同号の基本基準は100㎡ではなく150㎡以上である。
イ：（16の2）項に500㎡基準を適用するものではない。
ウ：令第11条第1項第4号に150㎡以上の基準がある。
エ：150㎡以上が基準なので、149㎡と150㎡で結論が分かれる。
総合解説：（16の2）項の基本面積基準は延べ150㎡以上であり、「以上」なので150㎡ちょうどを含む。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0097

1-4 第1類設備の設置基準 > 用途・規模別の設置義務 | 難易度：標準

別表第1に掲げる建築物等で、可燃性液体類を除く指定可燃物について、屋内消火栓設備の設置対象となる数量倍数の基本基準はどれか。

- ア：危険物政令第4で定める数量の750倍以上。（令第11条第1項第5号の基準である）
- イ：100倍以上。（同号の基準ではない）
- ウ：1,000倍以上。（水噴霧消火設備等に関する別の基準と混同しない）
- エ：10倍以上。（同号の基準ではない）

答え・解説

正答：ア

- ア：令第11条第1項第5号の基準である。
 - イ：同号の基準ではない。
 - ウ：水噴霧消火設備等に関する別の基準と混同しない。
 - エ：同号の基準ではない。
- 総合解説：屋内消火栓の指定可燃物基準は750倍。水噴霧消火設備等の1,000倍基準と区別する。
- 対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0098

1-4 第1類設備の設置基準 > 用途・規模別の設置義務 | 難易度：標準

令第11条第2項の要件を満たし、特定主要構造部を耐火構造とし、壁・天井の室内面を難燃材料で仕上げた防火対象物では、原則として同条第1項の面積数値はどう扱われるか。

- ア：面積数値は一切変わらない。
- イ：3倍の数値として扱う。
- ウ：2分の1にする。
- エ：2倍に固定する。

答え・解説

正答：イ

- ア：要件を満たす場合は倍率規定がある。
 - イ：令第11条第2項の原則である。
 - ウ：縮小する規定ではない。
 - エ：より高い防火性能の組合せでは原則3倍。
- 総合解説：構造・内装の防火性能が高い場合、屋内消火栓の設置面積基準に倍率が適用される。
- 対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0099

1-4 第1類設備の設置基準 > 用途・規模別の設置義務 | 難易度：標準

令第11条第2項で、特定主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物、又は一定の準耐火建築物等で壁・天井の室内面を難燃材料で仕上げたものについて、原則として面積数値はどう扱われるか。

ア：3倍に限られる。

イ：4倍とする。

ウ：2倍の数値として扱う。

エ：面積数値を半分にする。

答え・解説

正答：ウ

ア：3倍となるのはより高い条件を満たす場合。

イ：4倍規定ではない。

ウ：同項の2倍規定に該当する。

エ：緩和方向の倍率規定である。

総合解説：3倍となる場合と2倍となる場合の条件を区別する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0100

1-4 第1類設備の設置基準 > 用途・規模別の設置義務 | 難易度：標準

令別表第1（6）項口（2）、（4）及び（5）の防火対象物のうち、介助がなければ避難できない者を主として入所させるもの以外について、令第12条第1項第1号ハのスプリンクラー設備設置基準となる延べ面積は原則いくら以上か。

ア：500㎡以上。（この規定の基準ではない）（五〇〇㎡以上。を判定基準として扱う案）

イ：1,000㎡以上。（この規定の基準ではない）（一,〇〇〇㎡以上。を判定基準として扱う案）

ウ：150㎡以上。（この規定の基準ではない）（一五〇㎡以上。を判定基準として扱う案）

エ：275㎡以上。（令第12条第1項第1号ハの基準）（二七五㎡以上。を判定基準として扱う案）

答え・解説

正答：エ

ア：この規定の基準ではない。

イ：この規定の基準ではない。

ウ：この規定の基準ではない。

エ：令第12条第1項第1号ハの基準。

総合解説：小規模社会福祉施設等では用途・入所者の避難特性によりスプリンクラー設置義務が厳格化されている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0101

1-4 第1類設備の設置基準 > 用途・規模別の設置義務 | 難易度：標準

特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置できる面積条件について、令第12条第2項第3号の2の原則として正しいものはどれか。

- ア：防火上有効な措置が講じられた部分を除いた対象部分の床面積合計が1,000㎡未満であること。
- イ：面積条件は一切設けられていない。
- ウ：床面積合計が1,000㎡以上であること。
- エ：延べ面積が必ず10,000㎡以上であること。

答え・解説

正答：ア

- ア：同号の面積条件に合致する。
 - イ：1,000㎡未満という条件がある。
 - ウ：「未満」が条件。
 - エ：そのような条件ではない。
- 総合解説：「1,000㎡以下」ではなく「1,000㎡未満」である点に注意する。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0102

1-4 第1類設備の設置基準 > 用途・規模別の設置義務 | 難易度：基礎

防火対象物の駐車のに供される部分について、水噴霧消火設備等の設置対象となる床面積基準の組合せとして正しいものはどれか。

- ア：地階又は2階以上：500㎡以上、1階：200㎡以上、屋上：600㎡以上。
- イ：地階又は2階以上：200㎡以上、1階：500㎡以上、屋上：300㎡以上。
- ウ：全ての階で一律1,000㎡以上。
- エ：地階だけ100㎡以上で、地上階には面積基準がない。

答え・解説

正答：イ

- ア：数値の対応が誤り。
 - イ：令第13条の駐車部分の基準に合致する。
 - ウ：階により基準が異なる。
 - エ：そのような基準ではない。
- 総合解説：駐車部分は階により200・500・300㎡と基準が異なる。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0103

1-4 第1類設備の設置基準 > 用途・規模別の設置義務 | 難易度：応用
昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の駐車部分について、令第13条により水噴霧消火設備等の設置対象となる収容台数の基準はどれか。
ア：20台以上。（法定基準より大きい）
イ：50台以上。（法定基準ではない）
ウ：10台以上。（令第13条の機械式駐車設備に関する基準）
エ：3台以上。（法定基準ではない）

答え・解説

正答：ウ
ア：法定基準より大きい。
イ：法定基準ではない。
ウ：令第13条の機械式駐車設備に関する基準。
エ：法定基準ではない。
総合解説：機械式駐車設備は床面積だけでなく収容台数10台以上という独立した基準がある。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0104

1-4 第1類設備の設置基準 > 用途・規模別の設置義務 | 難易度：応用
令第19条第1項による屋外消火栓設備の基本的な設置基準として正しい組合せはどれか。
ア：構造に関係なく一律3,000㎡以上。
イ：耐火3,000㎡、準耐火6,000㎡、その他9,000㎡。
ウ：耐火6,000㎡、準耐火9,000㎡、その他3,000㎡。
エ：耐火建築物9,000㎡以上、準耐火建築物6,000㎡以上、その他3,000㎡以上。

答え・解説

正答：エ
ア：構造別に異なる。
イ：耐火性能が高いほど基準面積が大きくなるため対応が逆。
ウ：耐火と準耐火の数値が逆。
エ：令第19条第1項の基準に合致する。
総合解説：屋外消火栓は耐火性能の高い建築物ほど設置基準面積が大きく、9,000・6,000・3,000㎡で整理する。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0105

1-4 第1類設備の設置基準 > 設置基準・免除・特例 | 難易度：基礎

令第11条第3項第1号の基準による屋内消火栓は、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離を原則何m以下とするか。

ア：25m以下。（同号の基本的な配置距離）

イ：10m以下。（同号の基準ではない）

ウ：15m以下。（一人操作型の別基準と混同しない）

エ：40m以下。（屋外消火栓の水平距離）

答え・解説

正答：ア

ア：同号の基本的な配置距離。

イ：同号の基準ではない。

ウ：一人操作型の別基準と混同しない。

エ：屋外消火栓の水平距離。

総合解説：屋内消火栓の代表的な水平距離25mと、屋外消火栓40mを区別する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0106

1-4 第1類設備の設置基準 > 設置基準・免除・特例 | 難易度：基礎

令第11条第3項第1号の基準による屋内消火栓設備の水源量として、屋内消火栓1個当たり用いる基本値はどれか（設置個数は最大2個として算定）。

ア：1.6m³。（一人操作型の25m基準で用いられる値）

イ：2.6m³。（同号の水源量は設置個数（最大2）×2.6m³以上）

ウ：7.0m³。（屋外消火栓の1個当たり水源量）

エ：1.2m³。（一人操作型の15m基準で用いられる値）

答え・解説

正答：イ

ア：一人操作型の25m基準で用いられる値。

イ：同号の水源量は設置個数（最大2）×2.6m³以上。

ウ：屋外消火栓の1個当たり水源量。

エ：一人操作型の15m基準で用いられる値。

総合解説：屋内消火栓の方式により1個当たり水源量が異なる。第1号基準は2.6m³。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0107

1-4 第1類設備の設置基準 > 設置基準・免除・特例 | 難易度：標準
 令第11条第3項第1号の基準による屋内消火栓設備のノズル先端性能として正しいものはどれか。
 ア：0.25MPa以上、350L/min以上。（屋外消火栓の性能基準）
 イ：0.25MPa以上、60L/min以上。（一人操作型15m基準）
 ウ：放水圧力0.17MPa以上、放水量130L/min以上。（同号の性能基準）
 エ：0.17MPa以上、80L/min以上。（一人操作型25m基準）

答え・解説

正答：ウ
 ア：屋外消火栓の性能基準。
 イ：一人操作型15m基準。
 ウ：同号の性能基準。
 エ：一人操作型25m基準。
 総合解説：0.17MPa・130L/minは第1号基準の組合せ。類似数値を設備方式ごとに整理する。
 対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0108

1-4 第1類設備の設置基準 > 設置基準・免除・特例 | 難易度：標準
 一人で操作できる屋内消火栓設備のうち、水平距離15m以下の基準について正しい組合せはどれか。
 ア：水源2.6m³/個、0.17MPa、130L/min。（第1号基準）
 イ：水源1.6m³/個、0.17MPa、80L/min。（一人操作型25m基準）
 ウ：水源7m³/個、0.25MPa、350L/min。（屋外消火栓基準）
 エ：水源1.2m³/個（最大2個）、放水圧力0.25MPa以上、放水量60L/min以上。（令第11条第3項第2号イの基準に合致する）

答え・解説

正答：エ
 ア：第1号基準。
 イ：一人操作型25m基準。
 ウ：屋外消火栓基準。
 エ：令第11条第3項第2号イの基準に合致する。
 総合解説：15m型は1.2m³・0.25MPa・60L/minをセットで整理する。
 対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0109

1-4 第1類設備の設置基準 > 設置基準・免除・特例 | 難易度：標準

一人で操作できる屋内消火栓設備の25m型について、15m型との違いを踏まえた基準の説明として正しいものはどれか。

- ア：水平距離25m以下、水源1.6m³/個（算定上限2個）、放水圧力0.17MPa以上、放水量80L/min以上とする。
- イ：水平距離25m以下である点だけが異なり、水源量・放水圧力・放水量は15m型とすべて同じである。
- ウ：水平距離40m以下、水源7m³/個、放水圧力0.25MPa以上、放水量350L/min以上とする。
- エ：水平距離15m以下、水源2.6m³/個、放水圧力0.17MPa以上、放水量130L/min以上とする。

答え・解説

正答：ア

ア：令第11条第3項第2号口の25m型の基準を正しく示している。

イ：25m型は15m型と水源量・圧力・流量も異なる。

ウ：これは屋外消火栓設備の主要数値を混在させている。

エ：15m型・従来型の数値を混在させている。

総合解説：一人操作型でも15m型と25m型で必要性能が異なる。25m型は1.6m³/個、0.17MPa以上、80L/min以上である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0110

1-4 第1類設備の設置基準 > 設置基準・免除・特例 | 難易度：基礎

屋外消火栓は、建築物の各部分から一のホース接続口までの水平距離を原則何m以下となるように設けるか。

- ア：50m以下。（令第19条の基準ではない）
- イ：40m以下。（令第19条第3項第1号の基準）
- ウ：15m以下。（屋内消火栓の一部方式）
- エ：25m以下。（屋内消火栓の代表的基準）

答え・解説

正答：イ

ア：令第19条の基準ではない。

イ：令第19条第3項第1号の基準。

ウ：屋内消火栓の一部方式。

エ：屋内消火栓の代表的基準。

総合解説：屋外消火栓の代表距離は40m。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0111

1-4 第1類設備の設置基準 > 設置基準・免除・特例 | 難易度：標準

屋外消火栓設備の水源量は、屋外消火栓の設置個数（2個を超えるときは2個）に何 m^3 を乗じた量以上とするか。

ア： 1.2m^3 。（屋内消火栓の一方式）

イ： 2.6m^3 。（屋内消火栓の一方式）

ウ： 7m^3 。（令第19条第3項第3号の基準）

エ： 10m^3 。（令第19条の基準ではない）

答え・解説

正答：ウ

ア：屋内消火栓の一方式。

イ：屋内消火栓の一方式。

ウ：令第19条第3項第3号の基準。

エ：令第19条の基準ではない。

総合解説：屋外消火栓は1個当たり 7m^3 、算定個数の上限は2個。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0112

1-4 第1類設備の設置基準 > 設置基準・免除・特例 | 難易度：標準

屋外消火栓設備のノズル先端における性能として正しいものはどれか。

ア：0.17MPa以上、80L/min以上。（屋内消火栓の一人操作25m型）

イ：0.25MPa以上、60L/min以上。（屋内消火栓の一人操作15m型）

ウ：0.17MPa以上、130L/min以上。（屋内消火栓の第1号基準）

エ：放水圧力0.25MPa以上、放水量350L/min以上。（令第19条第3項第4号の基準）

答え・解説

正答：エ

ア：屋内消火栓の一人操作25m型。

イ：屋内消火栓の一人操作15m型。

ウ：屋内消火栓の第1号基準。

エ：令第19条第3項第4号の基準。

総合解説：屋外消火栓は0.25MPa・350L/minと放水量が大きい。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0113

1-4 第1類設備の設置基準 > 設置基準・免除・特例 | 難易度：標準

屋内消火栓設備の設置対象部分に、技術上の基準に従ってスプリンクラー設備等を設置した場合の取扱いとして正しいものはどれか。

- ア：当該設備の有効範囲内の部分では、令第11条第4項により屋内消火栓設備を設置しないことができる場合がある。
- イ：消火器を1本設ければ全ての屋内消火栓を省略できる。
- ウ：他設備を設置しても屋内消火栓の免除は一切認められない。
- エ：屋外消火栓設備を用いる場合は全階で必ず免除される。

答え・解説

正答：ア

- ア：代替設備による免除規定である。
 - イ：そのような規定ではない。
 - ウ：令第11条第4項に免除規定がある。
 - エ：屋外消火栓・動力消防ポンプ設備による免除は1・2階部分に限る。
- 総合解説：免除は「有効範囲内」に限られ、屋外消火栓・動力消防ポンプ設備による場合は1・2階部分に限定される。
- 対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0114

1-4 第1類設備の設置基準 > 設置基準・免除・特例 | 難易度：基礎

屋外消火栓設備の設置対象建築物に、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備等を技術上の基準に従って設置した場合の取扱いとして正しいものはどれか。

- ア：屋外消火栓の免除は法令上絶対に認められない。
- イ：当該設備の有効範囲内の部分について、屋外消火栓設備を設置しないことができる場合がある。
- ウ：自動火災報知設備を設ければ必ず屋外消火栓を免除できる。
- エ：非常照明を設ければ必ず屋外消火栓を免除できる。

答え・解説

正答：イ

- ア：代替設備による免除規定がある。
 - イ：令第19条第4項の規定。
 - ウ：警報設備を設けただけで本項の免除にはならない。
 - エ：対象となる消火設備ではない。
- 総合解説：屋外消火栓についても、一定の他の消火設備を設置した有効範囲内では免除規定がある。
- 対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0115

1-4 第1類設備の設置基準 > 設置基準・免除・特例 | 難易度：応用

消防法施行令第32条による消防用設備等の基準の特例について、正しい説明はどれか。

ア：建物が新築であれば自動的に全消防設備が免除される。

イ：火災発生のおそれが高くても、設備費が高ければ適用できる。

ウ：消防長又は消防署長が、防火対象物の位置・構造・設備の状況から、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ被害を最少限度に止められると認める場合に適用され得る。

エ：所有者が希望すれば無条件で適用できる。

答え・解説

正答：ウ

ア：新築であることだけでは特例要件を満たさない。

イ：費用を理由とする特例ではない。

ウ：令第32条の要件に合致する。

エ：消防長又は消防署長の判断と法定要件が必要。

総合解説：令第32条は安全性を個別評価する特例であり、単なるコスト削減制度ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0116

1-4 第1類設備の設置基準 > 設置基準・免除・特例 | 難易度：応用

令第29条の4による「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」について正しいものはどれか。

ア：代替設備を使用しても通常設備の規定は必ず二重適用される。

イ：通常設備より性能が低くても、価格が安ければ代替できる。

ウ：設備メーカーが自社判断で代替を宣言すればよい。

エ：総務省令で定めるところにより、消防長又は消防署長が通常設備と同等以上の防火安全性能を有すると認めたものを、通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる。

答え・解説

正答：エ

ア：代替対象の通常設備については同条第3項により該当規定が適用されない。

イ：同等以上の防火安全性能が必要。

ウ：消防長又は消防署長による認定判断等が必要。

エ：令第29条の4第1項の制度に合致する。

総合解説：特殊消防用設備等の大臣認定制度とは別に、令第29条の4には必要防火安全性能を有する設備等の代替制度がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0117

1-5 第1類の工事・届出・検査 > 着工届・設置届 | 難易度：基礎

甲種第1類消防設備士が、法第17条の14の対象となる屋内消火栓設備の工事について「着手後にまとめて着工届を出せばよい」と発注者から求められた。法令上適切な対応はどれか。

ア：工事着手予定日の10日前までに、必要事項を消防長又は消防署長へ届け出てから着手する。

イ：工事完了後4日以内に着工届を提出すればよい。

ウ：発注者の了承があれば、着工届は工事終了後でもよい。

エ：甲種消防設備士が施工する場合は、着工届自体が必要である。

答え・解説

正答：ア

ア：法第17条の14は、対象工事をしようとする甲種消防設備士に工事着手日の10日前までの届出を求める。

イ：4日以内は設置届の期限であり、着工届とは異なる。

ウ：発注者の了承で法定期限を変更することはできない。

エ：むしろ対象工事をしようとする甲種消防設備士に届出義務がある。

総合解説：着工届は工事後の報告ではなく、工事前の法定手続である。設置届の「完了後4日以内」と区別する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0118

1-5 第1類の工事・届出・検査 > 着工届・設置届 | 難易度：基礎

消防設備会社が第1類設備の対象工事を受注し、甲種第1類消防設備士Aがその工事を行おうとしている。

法第17条の14の着工届義務について最も適切な説明はどれか。

ア：建物所有者だけが届出義務者となり、Aには法定義務はない。

イ：対象工事をしようとする甲種消防設備士Aに、法第17条の14の届出義務が課される。

ウ：消防試験研究センターが工事ごとに着工届を提出する。

エ：設備メーカーだけが届出義務者となる。

答え・解説

正答：イ

ア：設置届の主体である関係者との混同であり、法第17条の14の着工届義務は甲種消防設備士に課される。

イ：法第17条の14の主体を具体的な工事担当者に当てはめた正しい説明である。

ウ：消防試験研究センターは試験実施機関であり、個々の工事の着工届義務者ではない。

エ：メーカーであることを理由に法定主体となる制度ではない。

総合解説：法人が工事を受注していても、法第17条の14は「甲種消防設備士」を着工届義務の主体として規定する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0119

1-5 第1類の工事・届出・検査 > 着工届・設置届 | 難易度：基礎

甲種消防設備士が対象工事の着工届を、消防設備士試験の申請先と同じ機関へ提出しようとしている。この対応を消防法第17条の14に照らして評価したものとして正しいものはどれか。

ア：消防設備士試験を扱う指定試験機関へ提出するのが法定手続である。

イ：都道府県知事へ提出することだけが法定手続である。

ウ：工事の着工届は消防長又は消防署長へ届け出るため、試験申請先と混同してはならない。

エ：設備の製造メーカーへ届け出れば消防長等への届出に代えられる。

答え・解説

正答：ウ

ア：指定試験機関は消防設備士試験の実施を担うが、法第17条の14の着工届提出先ではない。

イ：消防設備士免状の交付等と工事の着工届は別制度である。

ウ：法第17条の14は消防長又は消防署長への届出を定める。

エ：メーカーへの連絡で法定届出を代替する規定はない。

総合解説：試験・免状の手続と工事の行政手続を区別する。着工届は消防長又は消防署長へ提出する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0120

1-5 第1類の工事・届出・検査 > 着工届・設置届 | 難易度：標準

消防法第17条の14の着工届で届け出る事項として法文上明示されているものはどれか。

ア：受験者の試験得点だけ。

イ：建物所有者の所得税額だけ。

ウ：設備メーカーの全国売上高だけ。

エ：工事整備対象設備等の種類、工事の場所その他必要な事項。

答え・解説

正答：エ

ア：着工届と無関係。

イ：着工届と無関係。

ウ：着工届と無関係。

エ：法第17条の14の記載内容に合致する。

総合解説：着工届では設備種類・工事場所等を届け出る。具体的様式は施行規則で定められる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0121

1-5 第1類の工事・届出・検査 > 着工届・設置届 | 難易度：標準

工事整備対象設備等着工届の具体的な様式・手続は、主として何に基づき定められているか。

ア：消防法の委任を受けた消防法施行規則。

イ：各消防設備士が自由に決める。

ウ：民法だけ。

エ：設備メーカーの社内規程だけ。

答え・解説

正答：ア

ア：法第17条の14は「総務省令で定めるところにより」としており、施行規則第33条の18等が具体化する。

イ：法定様式がある。

ウ：消防法令上の手続である。

エ：法定届出の様式根拠ではない。

総合解説：法律が基本義務を置き、総務省令で具体的な届出様式・添付等を定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0122

1-5 第1類の工事・届出・検査 > 着工届・設置届 | 難易度：基礎

消防法第17条の3の2の検査を受けるための消防用設備等設置届は、施行規則第31条の3により原則いつまでに届け出るか。

ア：使用開始から1年以内。

イ：設置に係る工事が完了した日から4日以内。

ウ：工事着手の10日前まで。

エ：工事完了から30日以内。

答え・解説

正答：イ

ア：法定期限ではない。

イ：施行規則第31条の3第1項の期限。

ウ：着工届の期限。

エ：法定期限ではない。

総合解説：設置届は工事完了後の手続で、期限は4日以内。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0123

1-5 第1類の工事・届出・検査 > 着工届・設置届 | 難易度：標準

消防法第17条の3の2に基づく設置届・検査について、法上の主体として正しいものはどれか。

ア：工事をした甲種消防設備士だけ。

イ：消防署長自身。

ウ：該当する防火対象物の関係者。

エ：設備製造業者だけ。

答え・解説

正答：ウ

ア：着工届とは主体が異なる。

イ：消防署長は届出・検査を受ける側。

ウ：法第17条の3の2は防火対象物の関係者に届出・検査義務を課す。

エ：製造業者であることを理由に主体となる制度ではない。

総合解説：着工届＝甲種消防設備士、設置届・検査＝防火対象物の関係者という違いを押さえる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0124

1-5 第1類の工事・届出・検査 > 着工届・設置届 | 難易度：標準

消防用設備等設置届の提出先として正しいものはどれか。

ア：消防設備士試験の指定試験機関。

イ：設備メーカーの本社。

ウ：総務大臣だけ。

エ：消防長又は消防署長。

答え・解説

正答：エ

ア：試験機関は設置届の提出先ではない。

イ：法定提出先ではない。

ウ：通常の設置届の提出先ではない。

エ：法第17条の3の2、規則第31条の3の提出先。

総合解説：設置届も消防長又は消防署長に届け出る。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0125

1-5 第1類の工事・届出・検査 > 着工届・設置届 | 難易度：標準

消防法第17条の3の2に該当する防火対象物で消防用設備等を設置した場合の手続として正しいものはどれか。

ア：関係者が設置の旨を届け出て、消防長又は消防署長の検査を受ける。

イ：甲種消防設備士が試験機関へ合格証を提出すれば終了する。

ウ：設置後の届出だけでよく、検査は法定されていない。

エ：検査だけを受ければ設置届は不要である。

答え・解説

正答：ア

ア：法第17条の3の2の手続。

イ：設置検査手続ではない。

ウ：該当対象では検査も必要。

エ：届出と検査が一体の手続。

総合解説：設置届は単なる記録提出ではなく、法定検査につながる手続である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0126

1-5 第1類の工事・届出・検査 > 着工届・設置届 | 難易度：標準

着工届と設置届について、法令上の位置づけの組合せとして正しいものはどれか。

ア：着工届は法第17条の3の3、設置届は法第17条の13に基づく。

イ：着工届は法第17条の14、設置届・設置検査は法第17条の3の2に基づく。

ウ：着工届は消防法に根拠がなく、設置届だけが消防法に基づく。

エ：いずれも消防設備士試験規程だけにに基づく。

答え・解説

正答：イ

ア：第17条の3の3は点検・報告、第17条の13は免状携帯に関する規定である。

イ：工事前の着工届と工事後の設置届・検査の根拠条文を正しく対応させている。

ウ：着工届にも消防法第17条の14という明確な根拠がある。

エ：工事の届出・検査は消防法令に基づく行政手続である。

総合解説：着工届と設置届は期限や主体だけでなく根拠条文も異なる。第17条の14と第17条の3の2を対応させる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0127

1-5 第1類の工事・届出・検査 > 着工届・設置届 | 難易度：応用
第1類設備の工事前後の法定手続について、主体・時期を含む一連の流れとして最も適切なものはどれか（検査対象防火対象物に該当するものとする）。

ア：関係者が工事前に設置届を出し、甲種消防設備士が工事後に着工届を出す。
イ：甲種消防設備士が工事完了後に着工届を出せば、関係者の設置届と検査は不要になる。
ウ：甲種消防設備士による着工届（工事前）→工事→関係者による設置届（工事完了後）→消防機関の検査、という流れになる。
エ：消防機関の検査→着工届→工事→設置届の順でなければならない。

答え・解説

正答：ウ

ア：着工届と設置届の主体・時期が逆である。
イ：着工届を出しても、該当する防火対象物の関係者による設置届・検査義務は消えない。
ウ：各手続の主体と工事前後の位置づけを正しく整理している。
エ：検査は設置後の届出を受けて行われるので順序が不適切である。

総合解説：着工届は工事前、設置届・設置検査は工事後という時間軸に加え、届出主体も異なる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0128

1-5 第1類の工事・届出・検査 > 着工届・設置届 | 難易度：応用
消防法施行令第35条第1項第2号の検査対象防火対象物について、令別表第1（4）項の防火対象物を例に、正しい説明はどれか。

ア：延べ面積100㎡以上であれば、同号により一律に検査対象となる。
イ：延べ面積1,000㎡以上でなければ、同号の検査対象にはならない。
ウ：延べ面積に関係なく、（4）項は同号の検査対象から除外されている。
エ：同号では（4）項を含む所定用途について、原則として延べ面積300㎡以上が検査対象範囲に含まれる。

答え・解説

正答：エ

ア：同号の面積基準は100㎡ではない。
イ：同号では300㎡以上が基準であり、1,000㎡ではない。
ウ：（4）項は同号に明示されている用途の一つである。
エ：令第35条第1項第2号の用途・面積基準を正しく示している。

総合解説：設置検査が必要となる防火対象物の具体的範囲は令第35条で定められる。第1項第2号では所定用途について延べ300㎡以上を基準とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0129

1-5 第1類の工事・届出・検査 > 検査・工事上の法令事項 | 難易度：基礎
消防法第17条の3の2に基づく消防機関の検査について、正しい説明はどれか。
ア：検査を受けるべき防火対象物の具体的範囲は、消防法施行令第35条で定められている。
イ：全ての住宅が用途・規模にかかわらず必ず同じ検査対象となる。
ウ：検査対象は消防設備士が自由に決める。
エ：設備メーカーが指定した建物だけが対象となる。

答え・解説

正答：ア
ア：法が「特定防火対象物その他の政令で定めるもの」とし、令第35条が具体化する。
イ：政令で用途・規模等により範囲が定められる。
ウ：法令で定められる。
エ：メーカー指定ではない。
総合解説：検査対象は「法→令」の委任関係で決まる。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0130

1-5 第1類の工事・届出・検査 > 検査・工事上の法令事項 | 難易度：基礎
令第35条第2項の規定に照らし、消防機関の設置検査制度について正しいものはどれか。
ア：屋外消火栓設備は一律に検査対象外である。
イ：簡易消火用具と非常警報器具は、同項により検査対象から除外される。
ウ：特殊消防用設備等は全て検査対象外である。
エ：スプリンクラー設備は一律に検査対象外である。

答え・解説

正答：イ
ア：そのような一律除外ではない。
イ：令第35条第2項の明文。
ウ：法第17条の3の2は特殊消防用設備等も対象とし得る。
エ：そのような一律除外ではない。
総合解説：検査対象の判定は、防火対象物側と設備側の双方の条件を確認する。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0131

1-5 第1類の工事・届出・検査 > 検査・工事上の法令事項 | 難易度：標準

消防長又は消防署長が消防用設備等設置届を受けた後の取扱いとして、施行規則第31条の3に沿うものはどれか。

ア：設備メーカーの自己申告だけで適合とみなす。

イ：届出を受理しても検査をしてはならない。

ウ：遅滞なく、設置された消防用設備等が設備等技術基準等に適合しているか検査する。

エ：10年間保管した後に初めて検査する。

答え・解説

正答：ウ

ア：消防機関による検査制度である。

イ：該当対象では検査を行う。

ウ：規則第31条の3の趣旨に合致する。

エ：「遅滞なく」行う趣旨に反する。

総合解説：設置届受理後は、設備等技術基準又は設備等設置維持計画への適合性が確認される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0132

1-5 第1類の工事・届出・検査 > 検査・工事上の法令事項 | 難易度：標準

設置検査で消防機関が確認する基準として、最も適切なものはどれか。

ア：設備メーカーの販売価格が市場平均以下か。

イ：建物の固定資産税評価額が一定以上か。

ウ：工事業者の従業員数が100人以上か。

エ：消防法第17条に基づく設備等技術基準、又は特殊消防用設備等では設備等設置維持計画への適合。

答え・解説

正答：エ

ア：消防法上の適合基準ではない。

イ：消防設備の設置検査基準ではない。

ウ：設備の技術適合性とは無関係。

エ：設置検査の中心的な適合判断基準。

総合解説：検査は法令上の技術基準・認定計画への適合性を確認するものである。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0133

1-5 第1類の工事・届出・検査 > 検査・工事上の法令事項 | 難易度：標準

消防用設備等の設置検査で、設備が基準に適合すると認められた場合の取扱いとして正しいものはどれか。

- ア：施行規則に基づき検査済証が交付される。
- イ：消防設備士免状が自動的に失効する。
- ウ：防火対象物の用途が自動的に変更される。
- エ：適合しても必ず設備を撤去する。

答え・解説

正答：ア

ア：規則第31条の3の検査手続に検査済証の交付が定められている。

イ：設置検査の適合と免状失効は無関係。

ウ：用途変更手続ではない。

エ：適合設備を撤去させる制度ではない。

総合解説：検査済証は、設置された設備等が検査で適合と認められたことを示す。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0134

1-5 第1類の工事・届出・検査 > 検査・工事上の法令事項 | 難易度：標準

消防法施行令第36条の2第1項に照らし、第1類に係る設備の設置工事として、消防設備士でなければ行ってはならない工事の対象設備の組合せ（同項の除外部分を除く。）として正しいものはどれか。

- ア：自動火災報知設備・漏電火災警報器・避難はしご・消火器。
- イ：屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・屋外消火栓設備。
- ウ：消火器・誘導灯・非常警報器具・救助袋。
- エ：消防用水・防火水槽・一般給水設備・一般照明設備。

答え・解説

正答：イ

ア：異なる類の設備が混在し、第1類の同項対象設備の組合せではない。

イ：令第36条の2第1項に掲げられる第1類関連の代表的な設置工事対象設備である。

ウ：第1類の設置工事対象設備の組合せではない。

エ：消防用水等をこの4設備と同じ形で同項の第1類設置工事対象に列挙したものではない。

総合解説：令第36条の2では、屋内消火栓、スプリンクラー、水噴霧、屋外消火栓などの設置工事について資格制限を設ける。各設備には電源・水源・配管等の除外部分がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0135

1-5 第1類の工事・届出・検査 > 検査・工事上の法令事項 | 難易度：基礎

消防法施行令第36条の2第2項による整備について、消防設備士でなくても行える軽微な整備の例として政令が例示するものはどれか。

ア：スプリンクラー設備全体の新設。

イ：屋内消火栓設備一式の全面更新。

ウ：屋内消火栓設備の表示灯の交換。

エ：水噴霧消火設備の放射区域を全面変更する工事。

答え・解説

正答：ウ

ア：軽微な整備ではなく設置工事。

イ：軽微な整備とはいえない。

ウ：同項が「その他総務省令で定める軽微な整備」とともに例示している。

エ：軽微な整備ではない。

総合解説：整備にも資格制限がある一方、表示灯交換等の軽微な整備は除外される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0136

1-5 第1類の工事・届出・検査 > 検査・工事上の法令事項 | 難易度：標準

甲種第1類消防設備士が関係する工事として、令第36条の2の趣旨に最も合致するものはどれか。

ア：建物外壁の塗装だけ。

イ：一般給水設備だけの蛇口交換。

ウ：一般照明器具だけの交換。

エ：スプリンクラー設備のヘッド等、設備本体の設置に係る工事（電源・水源・配管部分を除く）。

答え・解説

正答：エ

ア：消防設備工事ではない。

イ：消防設備士第1類の対象工事ではない。

ウ：消防用設備等の対象工事ではない。

エ：スプリンクラー設備は令第36条の2第1項の対象設備である。

総合解説：甲種第1類は第1類対象設備の工事を扱うが、法令上除外される電源・水源・配管部分との境界がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0137

1-5 第1類の工事・届出・検査 > 検査・工事上の法令事項 | 難易度：応用

スプリンクラー設備の配管部分が令第36条の2第1項の消防設備士による工事の資格制限範囲から除かれていることについて、最も適切な理解はどれか。

- ア：資格制限の対象外であっても、完成した消防用設備等は設備等技術基準に適合する必要がある。
- イ：配管部分は消防設備の一部ではなくなるため、完成後も消防法令上の技術基準は一切適用されない。
- ウ：配管部分を含む設備は設置届・検査の対象になり得ない。
- エ：資格制限から除外された部分は、消防長又は消防署長による法令上の確認の対象に絶対にならない。

答え・解説

正答：ア

- ア：資格者でなければ行えない工事の範囲と、完成設備に求められる技術基準適合は別の法的要件である。
 - イ：資格制限範囲からの除外は、設備等技術基準の適用まで消滅させるものではない。
 - ウ：該当防火対象物では設備全体として設置届・検査の対象となり得る。
 - エ：資格制限の除外を検査・適合確認の全面除外と解するのは誤りである。
- 総合解説：「誰が工事できるか」という人的資格規制と、「完成した設備がどの技術基準を満たすか」という設備規制を混同しない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0138

1-5 第1類の工事・届出・検査 > 検査・工事上の法令事項 | 難易度：応用

甲種第1類消防設備士が工事を行った場合の法令適合について、正しい説明はどれか。

- ア：甲種消防設備士が施工すれば、技術基準に適合しなくても合法になる。
- イ：有資格者が施工しても、消防用設備等は設備等技術基準に適合して設置・維持されなければならない。
- ウ：消防設備士免状があれば設置届・検査は不要になる。
- エ：資格者が施工した設備は点検を永久に免除される。

答え・解説

正答：イ

- ア：有資格施工と基準適合は別の要件。
 - イ：資格保有は技術基準適合義務を免除しない。
 - ウ：該当対象では関係者の届出・検査義務がある。
 - エ：点検・維持義務は別途存在する。
- 総合解説：人的資格規制と設備の技術基準規制は重ねて適用される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0139

1-5 第1類の工事・届出・検査 > 法令数値・事例判断 | 難易度：基礎

法第17条の14の対象工事について、甲種消防設備士が工事着手の7日前に初めて着工届を提出しようとしている。特別な事情や行政上の例外的取扱いを考慮しない場合、法定期限との関係として正しいものはどれか。

ア：着手前であれば日数に関係なく適法なので問題ない。

イ：設置届の4日以内ルールを満たすので着工届も問題ない。

ウ：原則は着手日の10日前までなので、7日前の提出では法定期限を満たさない。

エ：着工届は工事完了後に出すため、7日前という概念自体がない。

答え・解説

正答：ウ

ア：法第17条の14は単に「着手前」ではなく「10日前まで」と定める。

イ：4日以内は設置届の期限であり、着工届には適用しない。

ウ：7日前は10日前までという期限より遅く、原則要件を満たさない。

エ：着工届は工事前の手続である。

総合解説：着工届は「工事着手日の10日前まで」が原則であり、工事開始前であれば何日前でもよいわけではない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0140

1-5 第1類の工事・届出・検査 > 法令数値・事例判断 | 難易度：標準

消防用設備等の設置工事が完了し、設置届を出さないまま5日が経過した。施行規則第31条の3の原則的な期限だけを前提とした評価として正しいものはどれか。

ア：完了後10日以内なので期限内である。

イ：設置届には法定期限がないので問題ない。

ウ：工事着手前の届出でないため、設置届制度の対象外となる。

エ：工事完了日から4日以内という原則期限を経過している。

答え・解説

正答：エ

ア：設置届の原則期限は10日以内ではない。

イ：施行規則第31条の3に4日以内の期限が定められている。

ウ：設置届は工事完了後に行う手続である。

エ：5日経過は「工事完了日から4日以内」の原則期限を超える。

総合解説：設置届は工事完了後の手続で、原則として工事完了日から4日以内に届け出る。着工届の10日前と区別する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0141

1-5 第1類の工事・届出・検査 > 法令数値・事例判断 | 難易度：標準

屋内消火栓設備の基本的な面積基準の対応として正しいものはどれか（令第11条第2項の倍率等は考慮しない）。

ア：（1）項500㎡、（2）～（10）・（12）・（14）項700㎡、（11）・（15）項1,000㎡、（16の2）項150㎡。

イ：全て500㎡で一律。

ウ：（1）項1,000㎡、（16の2）項500㎡。

エ：（2）～（10）項は150㎡、（11）項は700㎡。

答え・解説

正答：ア

ア：令第11条第1項第1～4号の対応。

イ：用途区分により異なる。

ウ：数値対応が誤り。

エ：数値対応が誤り。

総合解説：4つの主要面積基準を一括で確認できるようにする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0142

1-5 第1類の工事・届出・検査 > 法令数値・事例判断 | 難易度：標準

ある建築物で、可燃性液体類を除く指定可燃物を危険物政令別表第4の基準数量の800倍貯蔵している。令第11条第1項第5号との関係として最も適切なものはどれか。

ア：10倍を超えると自動的に全ての消防設備が免除される。

イ：750倍以上の基準を超えているため、同号の屋内消火栓設備設置対象となり得る。

ウ：数量倍数は屋内消火栓の設置判断には一切関係しない。

エ：1,000倍未満なので同号の対象には絶対ならない。

答え・解説

正答：イ

ア：そのような規定はない。

イ：800倍は750倍以上。

ウ：令第11条第1項第5号に数量倍数基準がある。

エ：同号の基準は750倍。

総合解説：800倍と750倍を比較する単純事例でも、可燃性液体類除外の条件に注意する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0143

1-5 第1類の工事・届出・検査 > 法令数値・事例判断 | 難易度：標準

地階を除く階数が2以上の建築物について、1階・2階部分の床面積合計が6,500㎡である。準耐火建築物で、他の免除条件はない。この場合の屋外消火栓設備の基本設置基準との関係として正しいものはどれか。

ア：屋外消火栓に面積基準はない。

イ：耐火建築物の9,000㎡基準を満たさないので、準耐火でも対象外。

ウ：準耐火建築物の基準6,000㎡以上を満たすため、設置対象となる。

エ：その他の建築物の3,000㎡基準だけを全建築物に用いる。

答え・解説

正答：ウ

ア：令第19条第1項に基準がある。

イ：構造に応じた基準を用いる。

ウ：6,500㎡は6,000㎡以上。

エ：構造別に基準が異なる。

総合解説：屋外消火栓は「耐火9,000・準耐火6,000・その他3,000㎡」を構造に応じて適用する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0144

1-5 第1類の工事・届出・検査 > 法令数値・事例判断 | 難易度：標準

令第19条第2項で、同一敷地内の一定の建築物を一の建築物とみなす場合の外壁間の中心線からの水平距離として正しい組合せはどれか。

ア：1階5m以下、2階3m以下。

イ：1階・2階とも10m以下。

ウ：距離に関係なく常に一の建築物とみなす。

エ：1階部分：3m以下、2階部分：5m以下。

答え・解説

正答：エ

ア：数値の対応が逆。

イ：法定基準ではない。

ウ：距離要件がある。

エ：令第19条第2項の距離基準。

総合解説：屋外消火栓の設置面積判定では、同一敷地内の近接建築物を一体として扱う規定にも注意する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0145

1-5 第1類の工事・届出・検査 > 法令数値・事例判断 | 難易度：標準

屋外消火栓のホース接続口から建築物のある部分までの水平距離が42mで、他にその部分を包含する屋外消火栓がない。令第19条第3項第1号の基本基準との関係として正しいものはどれか。

- ア：40m以下の基準を満たさないため、この配置のままでは不適合となる。
- イ：屋外消火栓には水平距離基準がないので適合する。
- ウ：25mを超えた時点で直ちに違反なので、40m基準は存在しない。
- エ：50m以下ならよいので適合する。

答え・解説

正答：ア

- ア：42mは40mを超える。
 - イ：40m以下の基準がある。
 - ウ：25mは主に屋内消火栓の基準。
 - エ：令の基準は40m以下。
- 総合解説：数値を設備間で取り違えない。屋外40m、屋内の代表値25m。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0146

1-5 第1類の工事・届出・検査 > 法令数値・事例判断 | 難易度：応用

屋外消火栓が5個設置されている場合、令第19条第3項第3号による最低水源量はいくらか。

- ア：70m³。（計算根拠がない）
- イ：14m³。（算定個数は2個を上限とし、2×7m³ = 14m³）
- ウ：7m³。（1個分だけではない）
- エ：35m³。（全5個を算定するのではなく上限2個）

答え・解説

正答：イ

- ア：計算根拠がない。
 - イ：算定個数は2個を上限とし、2×7m³ = 14m³。
 - ウ：1個分だけではない。
 - エ：全5個を算定するのではなく上限2個。
- 総合解説：設置個数が2個を超えても水源量算定上は2個を用いる。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0147

1-5 第1類の工事・届出・検査 > 法令数値・事例判断 | 難易度：応用
屋外消火栓を3個設置した設備について、令第19条第3項第4号の性能確認として正しい考え方はどれか。
ア：3個全てを同時使用して各0.10MPa・100L/minあればよい。
イ：1個だけ0.25MPa・350L/minなら他は性能不要。
ウ：2個の屋外消火栓を同時使用した場合に、それぞれ0.25MPa以上・350L/min以上を確保する。
エ：圧力だけ満たせば流量は問われない。

答え・解説

正答：ウ
ア：圧力・流量とも基準に不足。
イ：2個同時使用を前提とする。
ウ：設置個数が2を超えるときは2個として性能を確認する。
エ：圧力・流量の双方が必要。
総合解説：屋外消火栓は最大2個同時使用を前提に、各ノズルで0.25MPa・350L/min以上を確保する。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0148

1-5 第1類の工事・届出・検査 > 法令数値・事例判断 | 難易度：応用
令第11条第3項第1号の基準による屋内消火栓が、最も多い階に4個設置されている。最低水源量はいくらか。
ア：10.4m³。（4個全数で算定せず上限2個）
イ：14m³。（屋外消火栓の水源量と混同している）
ウ：2.6m³。（1個分のみでは不足）
エ：5.2m³。（算定個数は2個を上限とし、2×2.6m³ = 5.2m³）

答え・解説

正答：エ
ア：4個全数で算定せず上限2個。
イ：屋外消火栓の水源量と混同している。
ウ：1個分のみでは不足。
エ：算定個数は2個を上限とし、2×2.6m³ = 5.2m³。
総合解説：第1号基準は2.6m³/個、算定上限2個。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0149

1-5 第1類の工事・届出・検査 > 法令数値・事例判断 | 難易度：応用
一人操作型の屋内消火栓で、令第11条第3項第2号イの15m基準を採用し、最も多い階に5個設置されている。最低水源量はいくらか。
ア：2.4m³。（算定個数は2個を上限とし、 $2 \times 1.2\text{m}^3 = 2.4\text{m}^3$ ）
イ：5.2m³。（2.6m³/個の別方式と混同している）
ウ：1.2m³。（1個分のみ）
エ：6.0m³。（5個全数を算定するのではない）

答え・解説

正答：ア
ア：算定個数は2個を上限とし、 $2 \times 1.2\text{m}^3 = 2.4\text{m}^3$ 。
イ：2.6m³/個の別方式と混同している。
ウ：1個分のみ。
エ：5個全数を算定するのではない。
総合解説：15m型は1.2m³/個、算定上限2個。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05

0150

1-5 第1類の工事・届出・検査 > 法令数値・事例判断 | 難易度：基礎
防火上有効な措置が講じられた部分を除いた対象部分の床面積合計がちょうど1,000m²である。令第12条第2項第3号の2の面積条件だけをみた場合、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の適用について正しいものはどれか。
ア：1,000m²以下なので条件を満たす。
イ：「1,000m²未満」の条件を満たさない。
ウ：面積は関係なく必ず適用できる。
エ：1,000m²を超える場合だけ適用できる。

答え・解説

正答：イ
ア：条文は「未満」であり「以下」ではない。
イ：ちょうど1,000m²は「未満」ではない。
ウ：面積条件がある。
エ：方向が逆。
総合解説：境界値問題では「未満」と「以下」を厳密に区別する。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-09-05